

| | |
|------------------|---|
| Title | 帝国日本の台湾・関東州塩需給と流通主体：一八九〇-一九一〇年代を中心に |
| Sub Title | Supply and demand of salt from Taiwan and Kwantung leased territory and its distributor in imperial Japan, 1890s-1910s |
| Author | 前田, 廉孝(Maeda, Kiyotaka) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2020 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.89, No.3 (2020. 12) ,p.83(259)- 136(312) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 2020年度三田史学会大会シンポジウム「東アジアのなかの帝国日本：食の交流から考える」 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20201200-0083 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帝国日本の台湾・関東州塩需給と流通主体

——一八九〇—一九一〇年代を中心に——*

前田 廉 孝

はじめに

①課題と経済史研究の潮流

本稿の課題は、一八九〇—一九一〇年代日本内地における植民地塩の輸移入と取引を検討し、内地産品に対する品質差・価格差を有した植民地産一次産品の消費拡大と流通主体間で展開された競争の関連を説明することである。¹⁾こうした課題を「東アジアのなかの帝国日本…食の交流から考える」と題された二〇二〇年度三田史学会大会総合部会シンポジウムで掲げる意義について経済史研究との関連から示しておきたい。

経済史研究は歴史学と経済学の接合領域に位置付けられ、現代経済分析を目的に開発された計量経済学的手法

の利用が進展する。こうした手法に基づく経済史研究はクリオメトリクス (cliometrics) と称され、現在では *Economic History Review*、*Journal of Economic History*、*Explorations in Economic History* など国際学術誌掲載論文の過半を占めている。近年では日本経済史研究の領域でも適用が進展し、『岩波講座 日本経済の歴史』（全六巻・二〇一七—一八年）はマクロ経済分析の手法で中世—二〇一〇年の日本経済を通史的に描いた。しかし、同手法の利用拡大で経済史研究者はコンベンショナルな歴史分析の有用性を逆説的に再認識しつつある。

②成長会計分析とその限界

従来近代日本経済史研究は工場制大工業の拡大に経済成長の源泉を求め、一八八〇年代から工場生産が本格化した繊維業、日露戦後の工業化を主導した製鉄業、造

船業、人造肥料製造業などに着目してきた(阿部・中村(二〇一〇、三))。これら諸産業は製造業生産額に占める比率が高い特徴を有し、戦前期日本の主導産業たる繊維業は第二次企業勃興期(一八九五―一九九一年)平均生産額で製造業合計の四二・〇%を占めた(篠原(一九七二、一四〇―一、一八八、二〇四))。このように既往研究は資本装備率と産出規模が高水準の産業へ着目し、生産設備の拡充を経済成長の主要な促進要因として捉えてきた。しかし、二〇〇〇年代以降は成長会計分析より経済成長の源泉として以上と異なる要因が注目を集めている。

近代日本経済史研究で成長会計分析の適用はSonobe and Otsuka (2001) と Hayashi and Prescott (2008) を嚆矢とし、一橋大学経済研究所作成のLTFPS (Long-Term Economic Statistics) に依拠した。但し、撰津・Bassino・深尾(二〇一六)が指摘したように、LTFPSが推計に用いたGDP成長率は過大であった⁽²⁾。そこで、深尾・撰津(二〇一七a、二〇一七b)はGDP成長率の再推計と再推計データによる成長会計分析を実施した。その成果によれば、一八八五―一九四〇年の労働生産性上昇に対する寄与率はTFP (Total Factor Productivity) の上昇が労働者一人あたり資本ストックの増加を上

回った。したがって、今後の近代日本経済史研究にはTFPの上昇要因解明が求められよう。但し、成長会計分析はアメリカ経済に適用したJorgensen et al. (2007) など国内外を問わずに利用されるが、近年では分析手法としての限界も指摘されている。

Margo (2013) は成長会計分析の限界として「基礎的経済成長要因」(the fundamental causes of economic growth) の把握が困難な特徴を指摘し、North (1990) と同様に制度的側面へ着目する重要性を強調した。North (1990) は財産権の保証に寄与する諸制度へ着目し、それらは基礎的経済成長要因として生産関数における資本と土地・原料の投入を促した。以下の(1)式は、Margo (2013) でも用いられたコブ・ダグラス型生産関数である。

$$\ln Y = \ln A + \alpha_L \ln L + \alpha_K \ln K + \alpha_H \ln T \quad (1) \text{式}$$

上記の生産関数においてAはTFP、Lは労働、Kは資本、Tは土地・原料である。そして、生産設備拡充を経済成長の主要な促進要因として捉えてきた既往研究はKの直接的な増加に、深尾・撰津(二〇一七a、二〇一七b)はAの直接的な増加にそれぞれ着目した。

それと対照的に Margo (2013) は、財産権保証と関連する諸制度を K と T の増加要因に挙げた。したがって、「基礎的経済成長要因」は生産関数における説明変数の規定要因として捉えられる。このような「基礎的経済成長要因」には、一次産品投入の変動を含められる。

③「基礎的経済成長要因」と同時性

(1)式において、 $\sum a_i = 1$ 、 P を人口として収穫不変を仮定すれば、(2)式を導ける。

$$\ln Y/P = \ln A + \alpha_K \ln K/L + \alpha_T \ln T/L + \ln L/P \quad (2)式$$

そして、 a_s を所与として(2)式を時間微分すれば、(3)式を導ける。

$$\frac{d(\ln Y/P)}{dt} = \frac{d(\ln A)}{dt} + \alpha_K \frac{d(\ln K/L)}{dt} + \alpha_T \frac{d(\ln T/L)}{dt} + \frac{d(\ln L/P)}{dt} \quad (3)式$$

(3)式より一人あたり産出は、TFP、労働者一人あたり資本、労働者一人あたり土地・原料、労働力人口比率 (labor force participation rate) に規定される。したがって、上記で掲げた近代日本経済史の先行研究はいずれも A もしくは K に着目し、右辺の第一項と第二項に対して説明力を有する。しかし、近代日本で工業化の進展

は原料輸入の増大と並行し、少子少産化で人口動態は変動した(齋藤(一九九六)、安場(一九九六)、Francis (2015, 52-53)、Ohio (2018, 50-51))。それゆえに、近代日本における経済成長要因の解明では(3)式右辺第三項と第四項も分析対象に含めなければならない。かかる視角に基づく分析では、食料・原料として一次産品の変動に対する着目が有用となろう。

Radezki (1990, 2-5) によれば一次産品 (primary products / primary commodities) とは、(a)食料 (food in a broad sense)、(b)原料農産物 (agricultural raw materials)、(c)鉱物資源 (minerals and metals)、(d)鉱物燃料 (mineral fuels) から構成される未加工品を指す。⁽³⁾このように一次産品は食料・工業用原料として消費され、その供給は P と T の変動を規定した。

食料供給と人口の関係性は一七九八年にマルサス (Malthus, Thomas Robert) が *An Essay on the Principle of Population* (『人口論』) で考察し、人口学の領域で頻繁に議論されてきた。そして、日本における人口史研究も食料供給の拡大を人口増加要因に挙げてきた(鬼頭(二〇〇〇)、二二七-二二八)、河野(二〇〇〇)、一八四一-一八六、新村(二〇〇一)、三六一-三七七)。但し、二〇〇〇年代後半

以降における日本の人口減少は食料供給の縮小に起因しない(吉川(二〇一六、九五-九七))。したがって、食料供給と人口に普遍的な関係性は想定し得ないが、第一次大戦期以前の日本ではカロリー摂取水準の上昇が人口増加を下支えした(齋藤(二〇〇八、一〇七-一〇))。こうした人口変動と労働力人口比率が L を規定し、食料向けの一次産品供給は「基礎的経済成長要因」たり得る条件を備えている。

以上に示した食料向け一次産品と L の関係性と比較すれば、原料向け一次産品と T にはより直接的な関係性を想定しうる。但し、これら関係性の分析では同時性(simultaneity)が存在する可能性を念頭に置かなければならない。

(1)-(3)式とそれらより派生した「基礎的経済成長要因」では各説明変数間の独立性が仮定される。しかし、実態経済では各変数間に相互依存関係が存在し、同時方程式体系の成立が想定される。このような同時性存在下で計量分析は内生性の発生から推定結果の一致性を確保できない。したがって、経済成長要因の分析で同時性の把握は喫緊の課題に浮上し、同時性は「基礎的経済成長要因」にも存在が示唆されている。

Willebald et al. (2015, 15-17) は North (1990) を継承し、資源賦存の決定要因に社会経済的制度を挙げた。しかし、以上の理解に Margo (2013) は chicken-and-egg problem (卵が先か、鶏が先か) の伏在を指摘し、制度の生成もまた経済成長の果実として把握できる可能性を示唆した。

以上の検討より経済成長要因の解明では、第一に生産関数上で表される説明変数のみならず「基礎的経済成長要因」まで視野に収めた視角の適用、第二に各変数間で生じた同時性の把握が求められよう。そこで、一致性条件を充足し得ない計量分析の即時的な利用には慎重な姿勢を要し、同時性の把握も可能な歴史分析の手法は有効性を有す。かかる歴史研究の領域では、近代日本の食料・原料供給に関する多くの成果が蓄積されてきた。

(2) 近代日本経済史研究における食料・原料
①食料

食料に関する歴史研究は主食品たる米穀を主な考察対象とし、持田(一九七〇)は戦前期日本の米穀供給を概観した。その成果を踏まえ、川東(一九九〇)と玉(二〇一三)は米穀需給・価格調整を目的に据えた政策の変

遷を跡付け、穂本（二〇一五）と大豆生田（二〇一六）

は内地米生産・流通の技術的変容を米穀市場の拡大過程に位置付けた。さらに、坂根（二〇一二）は戦時期を対象に農地政策と農産物市場の相克を描いた。また、内地へ向けた大量の植民地米供給に着目した考察も進められた。大豆生田（一九九三、二〇〇七）は同時期の植民地米供給と米穀政策の関連を視野に収め、河合（一九八六）と李（二〇一五）は日本統治下朝鮮の米穀生産拡大と関連諸制度の導入を内地米穀市場の変容と関連付けた。

そのほかの穀物としては大豆に関する研究が進められた。既往研究は大豆を肥料の原料として考察し、代表的な成果には市川（二〇一五）と坂口（二〇〇三）などが挙げられる。しかし、近年では食料としての側面にも着目し、竹内（二〇〇八）と岡部（二〇〇八）・柳沢（二〇〇八）は朝鮮大豆と満洲大豆それぞれの内地へ向けた流通を考察した。

穀物以外の食料では砂糖に関する研究が盛んである。

砂糖は主要輸入品の一角を占有し、主産地たる台湾の製糖業と台湾糖の流通を久保（一九九七）、高橋（一九七九）、平井（二〇一七）、森（一九九三）などが考察した。

②原料

原料に着目した歴史研究では棉花の流通とその綿紡績業による調達が必要な考察対象とされてきた。名和（一九四八）、高村（一九七一、一九八二）、西川（一九八七）、阿部（一九八九）、谷本（一九九八）など優れた綿紡績業史研究の成果を踏まえ、籠谷（二〇〇〇）、加藤（二〇一一）、木谷（二〇〇六）はインド棉花、安達（二〇一三）、岡崎（二〇〇一）、柴田（二〇〇四）、白木沢（二〇一六）、瀬戸林（二〇〇六、二〇〇八）は中国棉花に着目した。そのほかにも製鉄業で用いられた鉄鉱石の調達を大島（二〇〇四）、小野・難波（一九五四）、佐藤（一九六六）、安場（一九八一）、が考察した。

③食料・原料と一次産品

以上の検討より既往の近代日本経済史研究は、消費・輸移入規模が大きな食料と生産規模が金額的・量的に大きな中間財・消費財向けの原料を考察した。したがって、考察対象の選択では当該食料・原料の消費規模それ自体より特定用途における消費規模が重要視された。そのなかでも原料調達に関する研究は用途先の産業から考察の焦点を廻らせる形態で進展し、一例には綿紡績業史研究の派生的分析として進められた原料棉花調達に関する研

究を挙げられよう。しかし、かかる視角に基づく分析では一次産品が有する「基礎的経済成長要因」としての側面を的確に捉えられない。

Radezki (1990) は、一次産品に含まれる(a)食料、(b)原料農産物、(c)鉱物資源、(d)鉱物燃料を二つの基準で分類する。第一の基準は、経済成長過程における需要増加率である。(a)は、工業用原燃料用途の(b)より需要の価格弾力性(価格変化率に対する需要変化率の絶対値比率)が小さい。それゆえに、(a)の需要増加率は経済成長過程においても低水準で推移し、エンゲルの法則 (Engel's Law) として知られるように対消費支出比率は低下傾向を示す。第二の基準は、価格変動の主要因である。(a)・(b)は日本標準産業分類における第一次産業が生産し、価格変動の主要因は天候変化による供給変動である。それと対照的に(c)・(d)は第二次産業が生産し、価格変動の主要因は需要変動である。以上二つの基準より一次産品は、(a)、(b)、(c)・(d)の三種類に分類される。

以上のように一次産品は商品特性の一律性が欠如し、既往研究で考察された米穀と大豆は(a)、砂糖と棉花は(b)、鉄鉱石は(c)に分類できよう。こうした一次産品

の特徴たる商品特性の一律性欠如は、特定用途における食料・原料としての消費規模から考察対象を選択してきた既往研究で考察の視野に含められてこなかった。しかし、かかる特徴は需給バランスと価格の決定メカニズムにおける構造的差異を規定し、「基礎的経済成長要因」として一次産品それ自体を考察する場合は等閑視すべきでない。そして、このような一次産品に着目した考察を近代日本経済史研究の一環として進める際は、「植民地」を含む帝国日本の領域を視野に収めなければならない。

(3) 帝国日本の一次産品供給

①内地・植民地間の品質差・価格差

戦前期日本の植民地に対する貿易結合度は欧米列強より高水準で推移し、両大戦間に飛躍的な上昇を遂げた(堀(二〇〇九、一四―三九)、Okubo (2007))。そして、植民地は大量の一次産品を内地へ供給し、米穀、砂糖、大豆、食塩などが含まれた(金子(一九八五)、竹内(二〇〇八)、平井(二〇一七)、前田(二〇一八a)、林(二〇〇九、二〇一一、二〇一九)。しかし、植民地産一次産品は同種でも内地産品と異なる性質を有した。

一次産品の生産過程では、各産地の環境条件に適合的な品種と生産法が選択される。それゆえに、温帯の内地、亜熱帯・熱帯の台湾、亜寒帯の朝鮮・関東州において生産された一次産品の相互間では、同種でも品質差と価格差が生じた。そのなかでも内地産品に対する品質差は、台湾産粗糖など植民地で中間加工された商品と比較すれば、米穀、大豆、食塩など無加工で内地へ移入された商品において顕著となった。そこで、植民地産一次産品の移入と取引に関する研究として最も豊富な蓄積を有する米穀史研究は、内地米に対する品質差・価格差の変容とその植民地米消費に対する規定性を考察してきた。

② 食料に用いられた一次産品の品質差

植民地米を含む輸移入米はジャポニカ種の内地米と品種が相違し、輸移入開始当初は地方農村部、炭鉱など限られた地域でのみ消費された(持田(一九七〇、五九一・六二二))。それにも関わらず、輸移入米消費が徐々に拡大した要因を先行研究は二点指摘している。第一は、生産量増加と品質差縮小を目的とした政策であった。そして、朝鮮では一九二〇年代の内地米品種導入と一九二〇年代の産米増殖計画、台湾では一九二〇年代の蓬莱米生産がそれぞれ進められた(李(二〇一五)、菱本(一九三八)⁵⁾)。第

二は、内地米に対する相対的低廉性であった。内地米に対する生産費の相対的低廉性と品質差の存在は対内地米相対価格を抑制し、輸移入米の消費拡大を促した(大豆生田(二〇〇七、一六四―一六九))。

以上の要因による消費拡大で内地米穀市場の植民地米依存率は一九〇〇年代から上昇し、一九三〇年代後半に二〇%へ達した(前田(二〇一八a))。こうした米穀市場を大豆生田(一九九三)は「対外依存米穀供給構造」と把握したが、植民地産品依存率がより高水準に達した一次産品として食塩を挙げられる。

③ 植民地塩の品質差と消費拡大

内地の植民地塩依存率は一九〇〇年代から上昇し、一九一〇年代後半に二〇%、一九三〇年代後半には四〇%を超過した(前田(二〇一八a))。但し、米穀と同様に食塩もまた内地産品・植民地産品間で製塩法の相違による品質差が存在した。内地では入浜式塩田より製された鹹水を石炭など燃料で煎熬し、内地塩は白色粉末状の色相・形状を有した。しかし、台湾・関東州など植民地は天日塩田を利用し、煎熬工程を要さないために生産費は低廉であったが、植民地塩は灰色もしくは茶色の粒状であった。図1には、一九二〇年代までに収集された植民



図1 植民地塩サンプル（関東州塩・関東州加工塩・台湾塩）

注）各サンプルはいずれも旧大蔵省専売局三田尻試験場が収集し、収集年は関東州塩と台湾塩が1908年、関東州加工塩が1929年である。

資料）防府市文化財郷土資料館所蔵（旧日本専売公社防府製塩試験場旧蔵）（2019年9月14日筆者撮影）。

地塩サンプルの写真を示した。

これら植民地塩サンプルは大蔵省専売局三田尻試験場が収集し、左端の「関東州塩」と右端の「台湾塩」は灰茶色の色味と粒状の形状を有した。このように植民地塩と白色粉末状の内地塩は品質差を有したが、先行研究は内地塩に対して植民地塩を「基本的には互換性、代替性を持つている」（三和（一九八二a、六三五）と仮定した。しかし、前田（二〇一三）が指摘したように、台湾・関東州などから輸移入された植民地塩の内地塩に対する代替性は限定された。一八九〇年代後半の輸移入開始当初に消費者は植民地塩を内地塩と区別し、同時期以降の植民地塩依存率上昇は代替性の向上と併進した。そこで、輸移入量の変動は代替性向上の過程と並行的に考察すべきであろう。こうした内地塩・植民地塩間の代替性は限られた規模の販路をめぐる流通主体間の競争で変容し、一九〇五年の塩専売制度導入前のみならず同制度導入後も競争は継続的に展開された。

塩専売制度下で大蔵省は植民地塩の輸移入量と流通価格に上限を設けたが、各流通主体は上限内

で輸移入量・価格の調整と輸移入塩の加工が容認された。したがって、塩専売制度導入は市場競争の全面的な排除を意味しなかった。こうした制限付の競争を内地塩・植民地塩間と植民地塩間相互の双方で輸移入・販売主体が繰り広げた。しかし、これら競争主体の経営施策と経営動向は管見の限りで考察されてこなかった。

一九一八年度まで台湾塩と関東州塩は大蔵省指定の特別元売捌人が販売した。以上のうち関東州塩特別元売捌人に同省は関東州製塩事業者の一部を指定し、それらを須永(二〇〇七)、前田(二〇二二)、渡辺(一九八〇、一九八二)は考察した。しかし、既往研究は製塩事業者としての側面に焦点を絞り、内地における関東州塩販売の実態は等閑視してきた。また、関東州塩と対照的に製塩事業者以外が指定された台湾塩特別元売捌人の事業活動は注目されてこなかった。それゆえに、内地塩・植民地塩間及び植民地塩間相互における競争の実態と植民地塩の内地塩に対する代替性向上の過程は未解明である。そこで、流通主体の経営施策と経営動向まで視野に収めた考察から内地塩・植民地塩間及び植民地塩間相互における競争過程の把握が必要となろう。

以上に示した課題を踏まえ、本稿は一九九〇―一九一

〇年代における内地塩・植民地塩間及び植民地塩間相互の競争と流通主体の経営を検討し、植民地塩消費拡大の過程と要因を解明したい。そこで、以下の考察を進める。第1節では台湾総督府と流通主体による台湾塩の移出・販売、第2節では関東州塩輸入の動向と植民地塩間で展開された価格競争の実態を検討する。そして、第3節では上記競争による流通主体合併の促進と植民地塩輸入の寡占的支配確立過程を明らかにする。第4節では一九一〇年代大蔵省専売局による輸移入政策と流通主体の対応を分析し、植民地塩輸移入拡大の要因を解明する。

1. 台湾塩移入の開始と動揺

(1) 台湾総督府と小栗商店の契約

一九九九年に台湾総督府は台湾塩専売制度を導入し、一九〇〇年一月より内地向け台湾塩移出を開始した。そして、台湾総督府は愛知県知多郡半田町の小栗富治郎へ移出業務を委託し、委託先選定理由を「小栗ハ自分ニ持船ヲ持ツテ居テ台湾ヘイロイロ品物ヲ持ツテ往ク、其婦リニ塩ヲ積ンデ来ル(略)塩ヲ内地ニ輸入スルニ付イテモ、割合ニ費用ガ少ナクナル」と説明した。その説明

通りに小粟は、酒造業、醬油醸造業、銀行業の傍らで海運業も営んだ（愛知県史編さん委員会編（二〇一七、一〇二二））。しかし、台湾領有直後から内台間航路には小粟のみならず多数の事業者が参入し、上記の説明は委託先を小粟に限定する理由として説得力を欠いた（松浦（二〇〇五、一一三—一二九））。それゆえに、小粟選定の理由として陸軍大臣の桂太郎に対する「台湾総督督当時より切つてもきれぬ利益関係」⁽⁷⁾の存在を挙げる意見も同時代に浮上していた。

日清戦時に小粟は所有船勢徳丸の徴用を受けた。⁽⁸⁾そして、戦後の天津租界で「東華号」として雑貨を販売し、一九〇〇年の義和団事件では「費用ヲ節減シ誠実廉価ニ供給ノ便ヲ謀リ聊カ報国義拳ノ微意ヲ貫徹セム」目的から「我帝国陸海軍并ニ列国陸海軍隊ニ対シテ供給セム」と申し出た。⁽⁹⁾このように日清戦時より政府ないし軍部との関係構築に励んだ小粟は、一九〇〇年一月に台湾総督府と台湾塩委託販売契約を締結した（台湾総督府専売局（一九二五、三五九））。

同契約は台湾総督府が小粟へ支払う一〇〇斤あたり手数料を売却額から諸費控除後残額の七・五%と規定し、同残額一円超過時の手数料は七・五銭と超過額の五〇%

を合算した金額に定めた。以上の契約締結後に小粟は内地で台湾塩販売網の構築に着手し、小粟商店として名古屋に本店、東京と神戸に支店、下関に出張所、その他の各道府県に代理店もしくは特約販売店を設けた（台湾総督府専売局（一九二五、三六二）⁽¹⁰⁾）。しかし、移入開始直後の台湾塩は内地で「外見上殆ど食塩トシテノ価値ナキモノ」（台湾総督府専売局（一九〇三、二九））と評された。それゆえに、台湾塩の一九〇〇年度内地向け移出量二、一三三万斤は台湾総督府の見込移出量四、〇〇〇万斤を大幅に下回り、代理店・特約販売店に資金を前貸ししていた小粟商店は欠損を被った（台湾総督府専売局（一九〇一、二四））。そこで、一九〇一年八月に台湾総督府は委託販売契約を改定し、同店の経営を支援した。

同改定で台湾総督府は契約期間を一年間から一〇年間に延長し、算出方法の変更で手数料を実質的に引き上げた。⁽¹¹⁾こうした契約改定の翌一九〇二年度には、不作で内地の製塩量が平年より二、八六七万斤減少した。そこで、台湾塩の需要は拡大したが、対前年度三、一八二万斤増の移入量は過大であった（台湾総督府専売局（一九二五、三六二—三六四）、前田（二〇一五、二〇一八a）⁽¹²⁾）。図2には、一九〇一年二月—一九一九年三月における台湾・

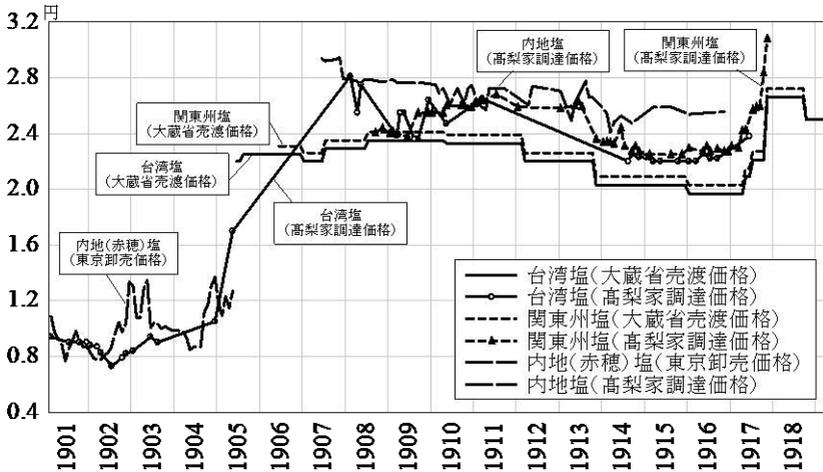


図2 台湾・関東州・内地塩価格（1901年2月-1919年3月・100斤あたり円）

- 注1) 高梨家調達価格は、高梨本家文書が現存する1917年までを線形補間した。なお、同価格は東京における取引価格を示し、野田町までの輸送費を含まない。
- 注2) 内地塩価格には1905年5月まで赤穂塩東京卸売価格、翌月以降は内地塩高梨家調達価格を示した。1905年6月以降の赤穂塩東京卸売価格系列は管見の限りで存在せず、1902-07年に高梨家は内地塩を調達しなかった。それゆえに、上記2系列は接続しない。なお、原資料で1俵あたり価格が示されている赤穂塩価格は1俵＝56.25斤として単位換算した。
- 資料) 「宍番両蔵醤油萬覚帳」1905年（上花輪歴史館所蔵、高梨本家文書5AAH75）；「宍号醤油萬覚帳」1908-17年（高梨本家文書 5AAH46；5AAH83；5AAH47；5AAH50；5AAH52；5AAH102；5AAH88；5AAH111；5AAH90；5AAH54）；大蔵省専売局（1931, 53-54）；大蔵省理財局（1909, 944-945；1915, 959-960；1919, 561）。

関東州・内地塩価格として大蔵省売渡価格・高梨家調達価格（一〇〇斤あたり）を示した。なお、大蔵省売渡価格とは一九〇五年六月の塩専売制度導入以降に内地で大蔵省が売り渡した際の価格、高梨家調達価格とは千葉県東葛飾郡野田町で国内最大規模の醤油醸造業を営んだ高梨兵左衛門家（現・キッコマン）が東京市下の食塩商より原料塩を調達した際の価格である。¹³⁾

一九〇二年の台湾塩高梨家調達価格は年初の〇・九四円から七月に〇・七三円まで下落し、その後には再上昇した。しかし、その水準は年末でも年初を下回った。以上と対照的に同年年末の内地塩価格は年初より高騰していた。したがって、双方の価格動向は乖離し、台湾塩の需給は相対的に弛緩していた。かかる状況の下で台湾総督府は内地における台湾塩消費拡大と在庫リスク回避の両立を目的として翌一九〇三年度より委託販売契約を直接売渡契約へ転換した。¹⁴⁾

②直接売渡契約への転換

日本による領有直後の台湾は中国大陆と強固な経済關係を有し、台湾北部は食塩を対岸の福建省から調達した(台湾総督府専売局(一九〇五、一七)、谷ヶ城(二〇一二、四九一八二))。しかし、一八九九、一九〇二年度に台湾の塩田面積は倍増し、一九〇二年度より「島内の供給は総て本島産塩に由る」(台湾総督府専売局(一九二五、一四六))に至った(台湾総督府専売局(一九三七、一一七))。そこで、台湾総督府は島内自給確立後から生産増加分の内地向け移出を企図し、一九〇三年度に小栗商店との契約を改定した¹⁵⁾。

台湾総督府は直接売渡契約への転換で小栗商店に価格上昇時の差益獲得を容認し、内地の台湾塩需要開拓へ向けたインセンティヴを付与した。但し、一九〇二年と同様の台湾塩需給弛緩時に同店は在庫リスクを負った。このようななりスク負担の見返りとして改定契約は第一条で「本條ノ期間終了後ト雖モ甲(台湾総督府専売局長―引用者注)ニ於テ契約期間内乙(小栗富治郎―引用者注)ニ不都合ナシト認ムルトキハ本契約ヲ継続スヘシ(略)本契約ノ有効ナル間ハ甲ハ内地販売ノ為メ乙以外ノモノニ食塩ヲ払下クルコトナシ¹⁶⁾」と規定し、契約の永続性と台湾塩

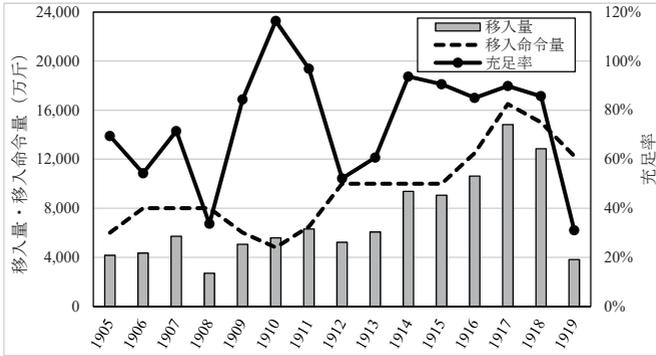
供給者としての独占的地位を小栗商店に保障した(台湾総督府専売局(一九二五、三六四))。以上で小栗商店が獲得した地位は、一九〇五年の内地塩専売制度導入後も継続的に保障された。

(2) 内地塩専売制度下の台湾塩移入

内地塩専売制度の導入後に大蔵省は台湾総督府専売局から台湾塩を直接購入し、内台間輸送のみを小栗商店に委託する計画であった。しかし、以上の計画は小栗商店の独占的地位を保障し得なかった。そこで、台湾総督府は「従来の関係上小栗を移入取扱人に指定するの外なき」(台湾総督府専売局(一九二五、三七四))と判断し、大蔵省は以下の移入制度を台湾塩に適用した。

内地塩専売制度導入後より大蔵省は毎年度の移入命令で小栗商店を移入取扱人に指定し、台湾総督府専売局は同店と排他的な売渡契約を締結した。そして、大蔵省は小栗商店によって移入された台湾塩全量を購買し、再び全量を同店へ排他的に売り渡した(台湾総督府専売局(一九二五、三七七))。以上の制度は台湾塩販売における小栗商店の独占的地位を保障したが、同店は従前と同様に在庫リスクを負担した。そこで、大蔵省の移入命令は

(a) 台湾塩



(b) 関東州塩

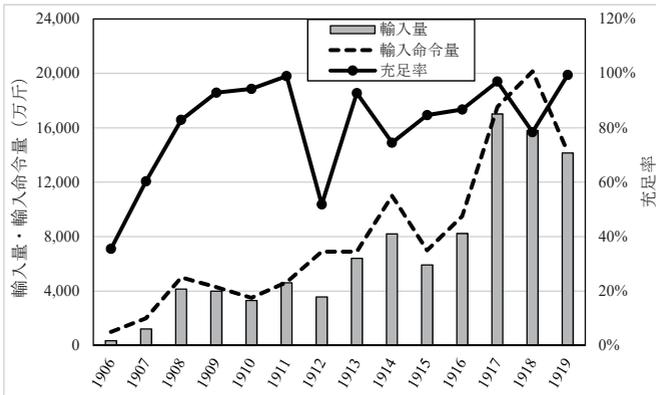


図3 台湾・関東州塩輸移入命令量・輸移入量・充足率（1905-19年度）

注）充足率とは、輸移入命令量に対する輸移入量の比率を示す。

資料）大蔵省専売局（1915, 825-839; 1931, 14-17; 1937, 610-637）。

「移入命令量」として上限移入量のみを規定し、小栗商店には内地の商況を踏まえた台湾塩移入量の調整が認められた。⁽¹⁷⁾ 図3には、一九〇五―一九年度における台湾・

関東州塩輸移入命令量・輸移入量とその充足率を示した。台湾塩移入量は一九一〇年代中葉まで漸増したが、移入命令量に対する充足率は変動した。このように小栗商店は移入命令量の範囲内で移入量を調整した。⁽¹⁸⁾ 但し、一九〇八年の移入量と充足率の急落は前年の小栗銀行破綻に起因した。

(3) 一九〇七年恐慌と台湾塩移入の変動
①小栗銀行破綻と台湾塩移入縮減

一八九八年に小栗富治郎は名古屋市中で小栗銀行を設立した。同行は小栗商店の本支店所在地に対するコルレス網を拡大し、台湾塩の販路拡大と資金決済に貢献した。

しかし、同行は急速な貸出拡大で一九〇四年度下半期に預貸率が一二九%まで悪化し、貸出原資確保の目的で同年に名古屋生命保険株式会社(現・太陽生命保険)を買収した。そして、小栗銀行は同社の潤沢な責任準備金を借り入れたが、オーバーローン状態の経営は一九〇七年恐慌で破綻した(中西(二〇一八))。

一九〇七年五月に小栗銀行は「当地(名古屋)引用者注)ノ本店東京ノ支店ニ於テモ重モナル取引先ヨリ幾分ノ取付ニ遭遇⁽¹⁹⁾」し、臨時休業を余儀なくされた(愛知県史編さん委員会編(二〇一七、一二九)、大蔵省銀行局(一九〇七、一八一―一八二))。そこで、台湾総督府専売局は小栗富治郎の事業破綻を警戒し、同月に小栗商店へ対する台湾塩の売渡を中断した。但し、一九〇五―〇六年度平均で同局売渡量の四七%は内地向け移出用が占有し、移出の途絶は在庫の累積に直結した(台湾総督府専売局(一九三七、一三六―一三七))。そこで、一九〇七年七月に大蔵省と台湾総督府は直接取引の暫定的実施を決定し、小栗商店は内台間輸送のみを受託した(台湾総督府専売局(一九二五、三七四))。しかし、同月以降も同店は内地で台湾塩供給者としての地位を保持し続けた。

翌八月より大蔵省は移入港の神戸で卸売商と大口需要者に台湾塩の直接売渡を開始したが、「本船船腹渡シトスルヲ普通トシ(略)顧客ノ為メニ貯蔵スルコト殆ント稀」とした。そして、同省は買方に「一切ノ事務ヲ處辨セシムル為メ神戸市ニ代人」の派遣を要求し、「当地小栗商店ハ従来斯業ニ経験アリ諸事好都合」と推薦した。⁽²⁰⁾ このように大蔵省は小栗銀行破綻後も小栗商店を実質的

な移入取扱人として利用し、自らの在庫リスク回避を試みた。しかし、以上の施策は内地での台湾塩需要を急速に縮小させた。

小栗商店は小栗銀行の経営破綻後も買方に代金の前払を求めたが、需用者は同店による債務不履行の恐れから取引を控えた²¹。それゆえに、一九〇八年度台湾総督府の内地向け移出塩売渡 quantity 二、五〇〇万斤は「移出取扱人の経営セル銀行破綻ノ影響」(台湾総督府専売局(一九一一年)で一九〇五―一九〇七年度平均の五二%に相当し、一九〇一年度以降で最少を記録した(台湾総督府専売局(一九三七、一三六―一三七))。したがって、台湾塩移入の回復に小栗銀行の債務整理は必須と化し、桂太郎が再び関与した。

②小栗銀行の営業再開強行と破産

一九〇七年七月に桂は名古屋市へ日本銀行理事の首藤諒を派遣し、同市三大銀行の一角たる明治銀行で取締役の奥田正香と神野金之助に「是非此際一肩入レテ整理ニ従事いたし候方、第一財界ノ為メ、第二名古屋地方之為メなる²²」と伝えた。そして、小栗銀行は明治銀行から借り入れた資金で一〇〇円未満の預金を払い戻し、一〇〇円以上の預金は八年間無利息で年賦償還する再建計画を

立案した²³。しかし、以上の計画に「少額分ナル個人債権者ト法人格債権者トハ充分交渉ニ応セ²⁴」ず、債権者約三〇〇名は同意しなかった。それでも一九〇八年七月に小栗銀行は営業再開を強行した²⁵。こうした小栗銀行の営業再開は、移出側の台湾総督府専売局のみならず移入側の大蔵省も早急に必要としていた。

小栗の信用低下による販売不振で大蔵省は、一九〇七年八月―一九〇八年三月移入台湾塩三、一七三万斤のうち約五〇〇万斤を在庫として累積させていた(台湾総督府専売局(一九一〇、一〇一)²⁶)。そこで、小栗銀行営業再開後の一九〇八年一〇月に同省専売局は小栗商店を移入取扱人へ再指定し、同時に特別元売捌人へ指定した(台湾総督府専売局(一九三七、三八七―三九〇)²⁷)。特別売捌人とは同年七月導入の販売人指定制度が規定し、同制度導入後より専売局は食塩取引を許可された売捌人のみに限定していた²⁸。以上の制度下で大蔵省は台湾塩の取扱が可能な台湾塩特別元売捌人を小栗商店のみに限定し、同店による台湾塩一次卸段階の独占を制度的に保障した。そして、一月に小栗商店は営業を再開したが、経営は長続きしなかった²⁹。

小栗銀行の債権者らは一部が再建計画に反対し、一九

○八年八月に名古屋地方裁判所で同行の動産差押と破産を申し立てた。³⁰⁾そこで、同行は「整理上唯一ノ財源トセル台湾塩一手販売ニ付テモ成立ヲ期セシ計画ニテ其資金調達ニ運動³¹⁾」していると債権者を説得した。しかし、同年一二月に名古屋地裁は小栗銀行の破産を宣告し、小栗富治郎と同人が経営を掌った小栗商店の信用は回復しなかつた。³²⁾それゆえに、台湾塩の販売不振は深刻化し、一九〇八年度台湾総督府の内地向け月平均台湾塩移出量は四一一月の二七五万斤から一二一三月に七五万斤まで七三%減少した(台湾総督府専売局(一九一一、八八))。このような台湾塩の販売縮小期に内地では、色相・形状の類似性から関東州塩が販路を拡大させた。

2. 価格競争とカルテル締結

(1) 関東州塩輸入の開始

①緊急輸入と輸入の恒常化

塩専売制度導入直後の一九〇五・〇七年度には、天候不順、同制度下の厳格な品質規定適用、大蔵省の不円滑な収納作業で内地製塩量が低迷した(Maeda (2020))。そこで、一九〇五年一月に大蔵省は日本食塩コークス株式会社へ遼東半島・山東省産塩二、〇〇〇万斤の緊急

輸入を命じた(大蔵省専売局(一九一五、八四一))。同社は神戸市の再製工場で輸移入塩を溶解後に煎熬し、白色粉末状の食塩へ再製した。図1中央の食塩サンプルは上記の工程で加工された再製塩であり、内地塩と同様の色相・形状を有している。したがって、再製は代替性の向上に寄与した。さらに、翌一九〇六年度より同省は台湾塩移入制度の準用で関東州塩輸入を恒常化した。そして、関東州塩の輸入量と充足率は一九〇八年度まで急上昇し、台湾塩移入取扱人は小栗銀行破綻の「隙ニ乗ジ関東州塩ハ益々販路ヲ拡張³³⁾」したと捉えた(図3)。しかし、関東州塩輸入量は翌一九〇九年度の台湾塩移入量回復後も減少しなかつた。したがって、同時期には双方を含む植民地塩消費の全般的拡大が生じていた(前田(二〇一八a))。その要因には、日本食塩コークスが講じた販売拡大策と関東州塩の内地塩に対する相対価格下落が挙げられる。

②関東州塩の販売拡大策

一九〇六年から日本食塩コークスは四点の販売拡大策を講じた。第一は、一九〇七年三月に宅合名会社と志岐信太郎より関東州塩田開設権を譲受し、生産能力を増強した。両者は一九〇六年に関東州民政署より五四二町歩

と一、五四一町歩の塩田築造許可を受けたが、大蔵省から輸入取扱人指定を受けられずに販路確保の見通しが立たなかった。そこで両者は塩田開設権を譲渡し、日本食塩コークスの許可面積は四、〇一九町歩から六、一〇二町歩へ五二%増加した(南満洲鉄道(一九二三、一〇一三三))。

第二は、一九〇六年に讃岐食塩コークス株式会社の合併と自社再製工場の増設・用地取得で再製塩の加工能力を増強し、関東州塩の内地塩に対する代替性向上を図った。讃岐食塩コークスは、香川県小豆郡西村(現・小豆島町)で台湾塩を再製していた。一九〇五年に同社は二昼夜で鹹水一五・〇―一七・六石を煎熬し、生産能力は日本食塩コークスの約半分に匹敵した(大蔵省主税局(一九〇六、(五二二)、大蔵省専売局(一九〇八、(二六)五一―五三三))。以上の合併と同時期に日本食塩コークスは兵庫工場の煎熬釜と鹹水貯蔵場を増設し、年間加工能力を同年度関東州塩輸入命令量とほぼ同量の九二六万斤まで引き上げた⁽³⁵⁾。さらに、同社は東京府南葛飾郡砂村(現・江東区)で兵庫工場敷地面積の二倍に及ぶ工場用地七、九三八坪を取得し、加工能力の追加的増強と大規模市場たる東京へ向けた進出を図った。

第三は、一九〇七年に粉碎塩の販売を開始した⁽³⁶⁾。原塩

を石臼で砕いた粉碎塩の色相は再製塩より劣ったが、再製加工で不可欠な煎熬工程を要さなかった。それゆえに、粉碎塩は再製塩より短時間かつ低廉に生産でき、使用時に迅速な溶解が求められる魚類塩蔵用塩として販売された。

第四は、一九〇八年に東京市下の有力食塩商と特約販売契約を締結した⁽³⁷⁾。同年に日本食塩コークスは大日本塩業株式会社へ社名を変更し、関東州塩の生産と販売に専念した⁽³⁸⁾。その一環で同社は上記契約を締結し、内地塩流通網の活用で関東州塩販売の拡大を試みた。そして、契約相手方の鈴木茂兵衛商店(絹川屋)は取引先に「大日本塩業株式会社ト内地一手特約仕候ニ付テハ昨今需要季節トシテ各醸造家用ニ非常ノ好評ヲ博シ居候尤モ該塩ノ需要ハ他食塩ニ比シ価格低廉塩分量有之」と営業し、品質・価格の優位性を宣伝した⁽³⁹⁾。以上で宣伝された価格の優位性は関東州塩消費のさらなる拡大要因に挙げられる。

③関東州塩価格の下落

一九〇八年の大蔵省売渡価格と高梨家調達価格は台湾塩二・二九―二・三五円と二・五五―二・八一円、関東州塩二・三五―二・四一元と二・四一―二・四四円で推移し、関

東州塩は台湾塩より大蔵省売渡価格が高価、高梨家調達価格が安価であった(図2)。このように関東州塩のマージン率が台湾塩より抑制された要因は、関東州塩特別元売捌人間で生じた価格競争に求められる。

一九〇八年度より大蔵省は関東州塩輸入取扱人兼特別元売捌人に複数名を指定し、関東州塩には台湾塩と同様の供給独占を容認しなかった。表1には、一九〇五・一九〇九年度の台湾・関東州塩輸入取扱人・命令量を示した。

一九〇八年度の関東州塩輸入命令は、小栗銀行の経営破綻による台湾塩移入縮小の補填を目的として輸入命令量・取扱人数の両面で増強された。それら輸入取扱人には、移入取扱人が製塩業を兼営しなかった台湾塩と対照的に、原則として関東州の製塩事業者が指定された⁽⁴⁾。関東州進出時に製塩事業者は満洲内陸部を主要販路と想定していたが、中国側の関東州塩輸入拒絶で当該販路は閉塞した(前田(二〇一六b))。そこで、上記施策は生産過剩に喘いでいた関東州製塩事業者の販路を確保し、内地向け関東州塩の大量調達は容易であった(大蔵省専売局(二九一五、八三三・八三五))。しかし、迅速な輸入量の増加は「関東塩直接輸入者間激烈ナル競争」を生じさせ、一九〇八年末より高梨家調達価格が大蔵省売渡価格を下

回る過当競争に陥った(図2)。そして、関東州塩輸入取扱人からは違法行為で価格競争力向上を図る者が現れ、再製工場など加工設備を有さなかった満韓塩業株式会社は通関時に積載量を過少申告した⁽⁴⁾。

このような関東州塩の過当競争が生じていた一九〇九年には東洋塩業株式会社が設立され、小栗商店の移入取扱人指定を継承した。それ以降に台湾塩移入は正常化し、価格競争の余波は台湾塩にまで波及した。

(2) 台湾・関東州塩間の価格競争

① 鈴木商店と東洋塩業株式会社設立

小栗銀行の破産宣告後に首相の桂太郎は、鈴木商店番頭の金子直吉に同行の債務整理を要請した(齋藤(二〇一七、二七七・二八八))。鈴木岩治郎の死去後から鈴木商店の経営は番頭の金子と柳田富士松が掌った。そして、一八九九年に同店は台湾樟脳専売制度下で樟脳油の一手販売権を獲得し、台湾総督府の専売品を取り扱った特徴が小栗と共通した(桂(一九七六))。金子は桂の要請に「台湾から内地へ塩を送る権利を貰ひ度い、そうすればそれを手品の手掛りにして私は整理をします」(白石(一九五〇、一八六))と応じ、小栗商店の事業継承会社設立

表1 台湾・関東州塩輸移入取扱人・命令量（1905-19年度・万斤）

| 年度 | 台湾塩 | | 関東州塩 | | | |
|------|-----------------|-----------|---------------|----------------|---------------|--------------|
| | 移入 取扱人 | 移入 命令量 | 輸入 取扱人 | 輸入 命令量 | 輸入 取扱人 | 輸入 命令量 |
| 1905 | 小栗富治郎 | 6,000 | | | | |
| 1906 | 小栗富治郎 | 8,000 | 日本食塩コークス | 1,000 | | |
| 1907 | 小栗富治郎 (～5月) | 8,000 | 日本食塩コークス | 2,000 | | |
| 1908 | 小栗富治郎 (10月～) | 8,000 | 大日本塩業 満韓塩業 | 3,000 1,000 | 中村健次郎 | 1,000 |
| 1909 | 東洋塩業 | 6,000 | 大日本塩業 満韓塩業 | 3,000 300 | 中村健次郎 東洋製塩 | 800 200 |
| 1910 | 東洋塩業 | 4,800 | 大日本塩業 満韓塩業 | 3,000 200 | 東洋製塩 | 300 |
| 1911 | 台湾塩業 | 6,500 | 大日本塩業 村井市孝 | 4,050 50 | 東洋製塩 | 600 |
| 1912 | 台湾塩業 | 10,000 | 大日本塩業 東洋製塩 | 5,000 800 | 満韓塩業 村井市孝 | 1,000 100 |
| 1913 | 台湾塩業 | 10,000 | 大日本塩業 | 5,900 | 満韓塩業 | 1,000 |
| 1914 | 台湾塩業 | 10,000 | 大日本塩業 村井市孝 | 8,400 100 | 満韓塩業 | 2,500 |
| 1915 | 台湾塩業 | 10,000 | 大日本塩業 | 6,900 | 村井市孝 | 100 |
| 1916 | 台湾塩業 | 12,500 | 大日本塩業 | 9,400 | 村井市孝 | 100 |
| 1917 | 台湾塩業 | 16,500 | 大日本塩業 | 17,400 | 村井市孝 | 150 |
| 1918 | 大日本塩業 | 15,000 | 大日本塩業 | 20,000 | 村井市孝 | 150 |
| 1919 | 大日本塩業 | 5,700 | 大日本塩業 | 14,230 | | |

注) 曹達製造業者等に対する直接売渡分は含まない。

資料) 大蔵省専売局(1915, 825-839; 1937, 610-637); 台湾総督府専売局(1925, 352-353, 374-465)。

と債務額に応じた同社株の比例配分を提案した。⁽⁴³⁾ 上記整理案は債務の現金償還を事実上で断念し、「不平の念を懐ける」債権者も少なくなかった。しかし、小栗銀行が破産宣告を受けた状況下で「多くは余儀なく同意」し、一九〇九年三月に「小栗銀行の預金者救済の為之を株主として」(台湾総督府専売局(一九二五、三九〇)) 東洋塩業が設立された。⁽⁴⁴⁾

② 東洋塩業株式会社 株式保有・役員

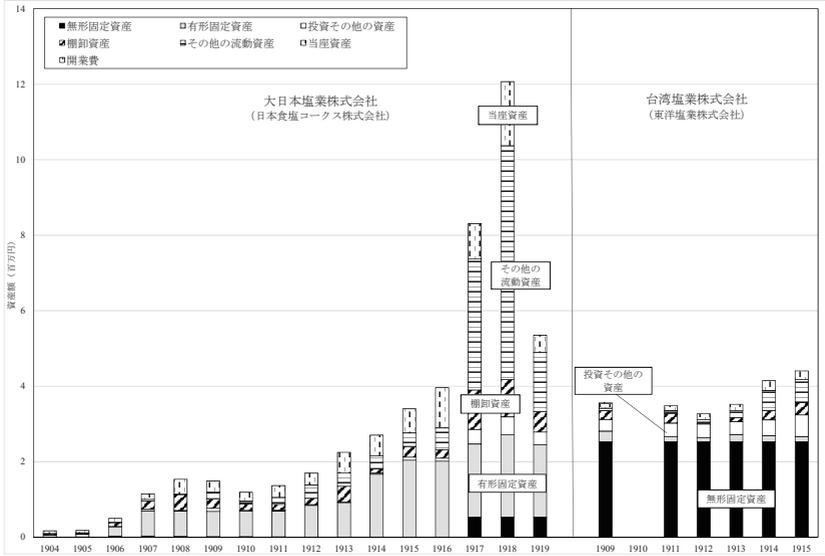
一九〇九年度末に鈴木商店関係者は東洋塩業株の二七・〇%を保有し、鈴木よね(持株比率八・八%)、二代目鈴木岩治郎(四・八%)、金子(四・四%)、柳田(二・九%)⁽⁴⁵⁾などが大株主として名を連ねた(齋藤(二〇一一))。このような鈴木商店による東洋塩業株集積の経緯を示す史料は管見の限りで現存しない。しかし、東洋塩業設立後から同社株の集積は容易化していた。小栗銀行債権者らの一部は金子発案の債務整理に積極的同意を示さなかったが、配分された東洋塩業株の売却で事実上の現金償還を受けられた。かかる状況の下で鈴木商店は東洋塩業の経営を支配した。

東洋塩業の社長には桂太郎の実弟二郎が就任した。しかし、二郎は一八九〇年代初頭にワイン製造、昆布加

工、製麻、製糖など多分野の事業で莫大な損失を生じさせ、太郎の自宅売却で事態の打開を図った人物であった(人事興信所(一九一一、か一三五、千葉(二〇一二、三六))。したがって、二郎は経営者として信用と実績が欠如し、東洋塩業の経営は実質的に専務取締役の藤田謙一が取り仕切った。

藤田は一八九九年より大蔵省専売局に勤務し、一九〇一年に天狗煙草の愛称で知られた岩谷商会の支配人へ転じた。この転職は後藤勝造が斡旋した。一九〇一年から後藤は台湾で樟脳輸送業を鈴木商店と共同経営し、専売品の取扱から大蔵省内の人脈を築く過程で専売局在職中の藤田と知己を得た。しかし、岩谷商会は一九〇四年の製造煙草専売制度導入で解散し、藤田は名古屋生命保険取締役へ転じた(齋藤(二〇一七、四六一五〇、一四三一一八五))、弘前商工会議所編(一九八八、二七・一三二、二一八)。その直後に同社は小栗の買収を受け、責任準備金貸付で同行宛債権が急増した。したがって、藤田は第一に台湾塩移人命令を発する大蔵省の出身者、第二に鈴木商店の共同事業経営者と旧知の人物、第三に小栗銀行宛の多額債権者たる名古屋生命保険の役員として三つの性格を兼ね備えていた。それゆえに、藤田は東洋塩業の監督官庁、

(a) 借方



が現存する一九一五年度までを示した。

大日本塩業の総資本利益率は台湾塩移入減少と関東州塩販路拡大で一九〇八年度に六・〇％へ達したが、翌一九〇九年度に植民地塩間の過当競争で〇・一％へ急落した。また、同様に同年度台湾塩業の総資本利益率も〇・一％で低迷した。そこで、両社はカルテルを締結し、一九一〇年度に双方の総資本利益率は上昇した。したがって、カルテル締結は輪移入取扱人の収益性向上に資した。しかし、財務内容の相違から両社の総資本利益率は異なる水準で推移した。

全ての年度で払込資本金は台湾塩業が大日本塩業を超過した。大日本塩業は設立時四五、〇〇〇円の払込資本金を一九一五年度までに二、一九六、〇九八円へ増額したが、台湾塩業の三〇〇万円には届かなかった。但し、台湾塩業の払込資本金は対事業規模で過大に失した。

図4より大日本塩業の資産は主に有形固定資産で構成され、一九〇九年度の主な内訳は「関東州塩田」三四七、六五五円(構成比五二・二％)、「建物機械」一一六、二四三円(三二・四％)、「地所」八一、二二九円(二二・二％)であった。すなわち、同社の主要資産は関東州の塩田と内地の再製工場であった。⁽⁵⁾ それと対照的に台湾塩業は「営

(b) 貸方

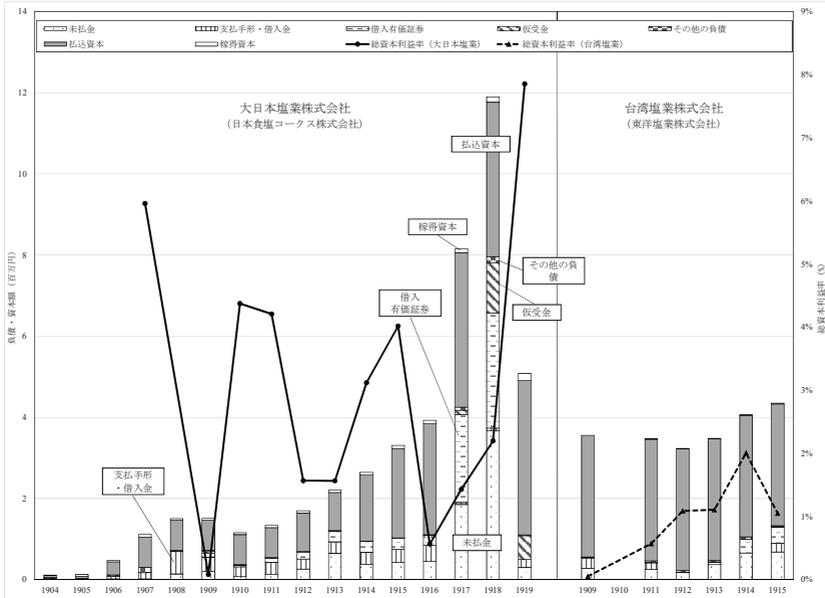


図4 大日本塩業株式会社・台湾塩業株式会社貸借対照表（1904-19年度）

- 注1) 台湾塩業の1910年度貸借対照表は原資料の欠落により不明である。
 注2) 「前期繰越金」と「当期利益」もしくは「当期損失」を除外しているために借方と貸方の合計は一致しない。
 注3) 有価証券の保有目的は貸借対照表に記載されていない。そこで、貸方の「借入有価証券」相当額を「その他の流動資産」に、残額を「有形固定資産」に計上した。
 注4) 総資本利益率は年間合計利益金と年度末総資産額より求めた。なお、大日本塩業の1904-06、08年度と台湾塩業の1910年度は原資料の欠落により不明である。
 資料) 日本食塩コークス株式会社「考課状」1904-07年（日塩株式会社所蔵）；大日本塩業株式会社「営業報告書」1908-20年（日塩株式会社所蔵）；東洋塩業株式会社「第一回考課状」1910年；台湾塩業株式会社「考課状」1912-16年。

業権」として二、五二六、五四八円の無形固定資産を計上し、一九〇九年度に資産の八三・八%を占めた。「営業権」とは台湾塩移入取扱人兼特別元売捌人としての権利を示したが、大日本塩業は類似の権利を貸借対照表に表示しなかった。台湾塩業は小栗銀行預金者らが保有債権で出資し、同行未償還債務の繰入で払込資本金が事業規模と無関係に膨張した。そこで、払込資本金のバランスを目的に同社は多額の「営業権」を計上したが、払込資本金額は移入取扱量に対する均衡を欠いた。一九一一年度輪移入取扱量で台湾塩業六、二〇〇万斤は大日本塩業四、〇五〇万斤の一・六倍を誇ったが、払込資本金は台湾

塩業三〇〇万円が大日本塩業七四二、二五〇円の四・〇倍に達した(図3、図4)⁽⁵³⁾。以上の過大な払込資本金に起因し、台湾塩業の収益性は大日本塩業の後塵を拝した。そこで、台湾塩業を傘下に収めていた鈴木商店は輸移入人の寡占的支配による植民地塩の価格支配力獲得を目論んだ。

3. シェア競争と輸移入取扱人の大規模化・寡占化

(1) 鈴木商店と植民地塩

カルテル締結直後から鈴木商店は、大日本塩業に關東州塩輸入取扱人の交代を要求した(白石(一九五〇、一八六))。一九〇九年度關東州塩輸入命令量の七〇%は大日本塩業に割り当てられていた。⁽⁵⁴⁾この輸入命令を鈴木商店が獲得すれば、傘下の台湾塩業と合計で植民地塩輸移入命令量の八七%を確保し、植民地塩輸移入の寡占的支配が見込めた(表1)。しかし、一九〇八年七月における日中間の關東州塩輸出協定締結交渉決裂で大日本塩業の關東州塩販路は内地に限定され、販路喪失に繋がる上記要求を同社は拒絶した(前田(二〇一六b))。そこで、カルテルによる価格競争制限下で鈴木商店はシェア競争を仕掛けた。

一九一〇年三月に鈴木商店は、福岡県企救郡大里町

(現・北九州市門司区)に直営再製工場を設置した。大日本塩業・台湾塩業と対照的に同工場は台湾塩と關東州塩の双方を再製し、一九一二年に年産九八〇万斤から一、三〇〇万斤、翌一九一三年に一、五〇〇万斤へ加工能力を増強した(白石(一九五〇、一八七―一八八))。以上と類似の施策は同店傘下の台湾塩業も実施し、東京市下の合資会社入舟商會を一九一三年九月に買収した。入舟商會は一八九四年頃に深川区東元町(現・江東区)で設立され、一九〇三年頃には東京市下の代表的な再製塩業者として知られた(東京再製塩業(一九三九、二三六―二二七))。その具体的な加工規模は史料上の制約から判然としないが、以上の買収で台湾塩業は大消費地の東京でも再製塩の生産を可能にした。⁽⁵⁵⁾

このように鈴木商店は傘下の台湾塩業と共同で再製塩の加工能力増強を図り、植民地塩の内地塩に対する代替性を向上させた。さらに、一九一二年から同店は天日原塩の供給能力向上を目的として關東州の製塩事業にも進出した。

(2) 関東州製塩事業者の集中化

① 鈴木商店の関東州製塩業進出

一九一〇年に滿韓塩業の専務取締役は会社名義の手形三〇万円を無断で振り出し、払込資本金の約七割に相当する当該手形の不渡で同社は経営破綻した。そこで、滿韓塩業は翌一九一一年六月から既設の所有塩田六五二町歩を大日本塩業へ賃貸し、一九一二年五月に未成塩田の開設備を鈴木商店へ譲渡した(野村徳七商店(一九二二、雜種一九)⁵⁶)。この塩田開設権獲得で同店は関東州製塩事業者のみに限定された輸入取扱人の指定要件を充たし、一九一四年までに塩田三五四町歩を築造した。その経営を目的として同年に鈴木商店は東亜塩業株式会社を設立した。そして、同社払込資本金四〇万円の三一%は台湾塩業が出資し、台湾塩業専務取締役の藤田が社長を兼任した(弘前商工会議所編(一九八八、二一九)⁵⁷)。

このような鈴木商店の関東州製塩業進出に對峙し、大日本塩業は事業規模拡大による関東州塩の供給支配力向上を試みた。

② 大日本塩業の事業規模拡大

大日本塩業は、一九二二―一四年に二点の事業規模拡大策を実施した。第一は、一九二二―一三年に既設塩田

面積の五〇%に及ぶ塩田四五〇町歩を増築した。但し、塩田築造に伴う資産増加額二五五、〇八六円は一九一一年度末払込資本金の三四%に相当し、築造費負担は一九二二―一三年度の総資本利益率を四%から一%台まで低下させた(図4)⁵⁸。

第二は、東洋製塩株式会社と滿韓塩業を一九二二年と一九一四年にそれぞれ吸収合併した。これらのうち東洋製塩は、滿韓起業株式会社の関東州塩田開設権を継承する目的で一九〇七年に設立された⁵⁹。

一九〇六年に滿韓起業は関東州塩田五、二〇〇町歩の築造許可を獲得したが、大蔵省の関東州塩輸入取扱人指定を受けられなかった。それゆえに、販路確保の見通しが立たなかった同社は塩田の築造を断念し、塩田開設権を東洋製塩に譲渡した。中野武宮、根津嘉一郎、前島密ら政財界の著名人が名を連ねた東洋製塩の発起人らは、一九〇七年二月に「南北滿洲露領西比利亞及韓國方面に多大の販路を有す況んや現に奉天將軍は我関東州内の産塩買約を迫りつゝある」と関東州製塩業の有望性を宣伝し、払込資本金五〇万円を調達した⁶⁰。但し、同月は関東州塩輸出協定締結交渉の開始間もない時期に相当し、宣伝内容は誇大に過ぎた(前田(二〇一六b))。「産塩買約

を迫りつゝある」事實は無根であり、上記交渉の決裂で東洋製塩は満洲内陸部向け輸出を果たせなかつた。そこで、同社は一九〇九年度に關東州塩輸入取扱人指定を受けたが、輸入命令量は最多に達した一九一二年度八〇〇万斤ですら同年度大日本塩業五、〇〇〇万斤の二割未満であつた(表1)。こうした販路の狭隘性から東洋製塩の経営は行き詰まつた。

東洋製塩の経営実態を分析可能な史料は断片的にのみ存在し、一九一一年度の株主資本利益率一・一%は大日本塩業の七・二%を大幅に下回つた。⁽⁶¹⁾そこで、一九一二年七月に大日本塩業は東洋製塩を合併した。また、同社は一九一四年に塩田を賃借中の満韓塩業も吸収し、關東州内内地人塩田の占有率を八五%まで高めた(南滿洲鉄道(一九二六、二二二))⁽⁶²⁾。このように大日本塩業は關東州塩の供給支配力を高めたが、翌一九一五年度に鈴木商店の傘下へ収められた。

(3) 植民地塩輸移入の寡占的支配確立

① 島徳蔵の大日本塩業社長就任

鈴木商店による植民地塩輸移入の寡占的支配は、一九一二年から大日本塩業社長を務めた島徳蔵によつて確立

への道筋が付けられた。大阪で米穀商を営んだ島徳治郎の長男として一八七五年に生まれた徳蔵は、株式仲買業へ進出した父の代理人を一九九三年から務め、一九〇三年には独立を果たした。しかし、一九〇七年には閉業し、阪神電気鉄道株式会社取締役へ転じた。さらに、徳蔵は豊國火災保険株式会社(現・日新火災海上保険)、日魯漁業株式会社など内地企業のほかに、東洋拓殖株式会社、朝鮮煙草興業株式会社など植民地企業でも取締役、監査役、監事に就任した(国勢協会(一九二五、六三六、六三八)、人事興信所(一九二五、七五〇)、鈴木(一九一四、五一〇)、東洋新報社(一九一七、二二四二)、東洋拓殖(一九二八、一五三一、一五四)、山田(二〇〇七))。それら島の役員就任企業に大日本塩業も含まれた。

一九〇九年度下半期に島は自らと三男 吉郎の名義で合計一、五〇〇株(持株比率三・八%)を取得し、大日本塩業で持株数五位の大株主となつた。⁽⁶³⁾さらに、同年一二月の監査役就任後も島は株式取得を継続し、一九一二年度上半期末には持株比率七・四%の第二位株主へ浮上した。そして、同年七月に島は社長へ就任したが、第一次大戦中の日本による青島占領を契機として経営から撤退した。⁽⁶⁴⁾

②大日本塩業と東亜塩業・台湾塩業合併

一九一四年一月の青島占領直後から日本は占領地で製塩業調査を実施した。その調査に大日本塩業は社員を派遣し、同月に外務大臣へ「膠州湾塩田貸下ノ儀ニ付御願」を提出した。⁽⁶⁵⁾ 願書で同社は「膠州湾一帯ノ地域ハ天賦ノ製塩地トシテ関東州ト並ヒ称セラル」と評し、年間製塩量を一九一三年関東州製塩量の八割に相当する「壹億五千万斤ヲ計上シ食用ニ工業ニ凡百ノ需給ヲ円満ニシ」と主張した。⁽⁶⁶⁾ そして、同社は青島塩田の貸下を求めたが、軍政開始直後の青島軍政署は許可しなかった。それでも内地向け青島塩輸出の将来的拡大を島は予測した。以上の予測を根拠に島は供給過剰の懸念から「塩ももう駄目だね」（田中（一九五〇、一〇））と発言し、大日本塩業の経営から撤退を決めた（大蔵省専売局（一九二〇b、五））。

一九一五年度に島は保有株の処分で持株比率を七・三％から二・三％へ低落させ、鈴木商店傘下の東亜塩業に対する合併を容認した。そして、大日本塩業は東亜塩業社長兼台湾塩業専務取締役の藤田を取締役として迎え、東亜塩業株主に新株二五、〇〇〇株を発行した（弘前商工会議所編（一九八八、二一九））。それら新株の七八％を鈴

木商店は取得し、同時に既存株の大量取得を進めた。以上の施策で同店の持株比率は一九一五年度末に三五・六％まで上昇し、大日本塩業は鈴木商店の傘下へ収められた。⁽⁶⁷⁾ さらに、翌一九一六年度も鈴木商店は大日本塩業株の取得を継続し、同年度末の持株比率は過半数の五〇・九％に達した。⁽⁶⁸⁾ このような株式支配の下で同年二月より藤田が大日本塩業の社長に就任し、翌一九一七年に台湾塩業と合併した。以上の合併で一九一八年度に大日本塩業は台湾・関東州塩合計輸移入命令量の九九・六％を占有した（表1）。しかし、同時期に内地では大蔵省専売局が植民地塩輸移入制度を改定し、輸移入取扱人の経営環境は著しい変容を遂げつつあった。

4. 植民地塩取引の拡大と大日本塩業の経営悪化

（1）一九一〇年代の食塩需給

第一次大戦期に「工業ノ勃興ニ伴ヒ製塩地ヲ工場敷地等ニ転換」（大蔵省専売局（一九二〇a、二〇九））が進展し、一九二一―一八年度に塩田面積は三・四％減少した（大蔵省専売局（一九三一、四一五））。それゆえに、一九一〇年代の年平均内地製塩量九億七、〇〇六万斤は一九〇〇年代の一〇億三、八五六万斤から六・六％減少したが、食

塩消費量は急増した。

内地の食塩消費量は一九〇八―一九一〇年度平均九億八、四七〇万斤から一九一七―一九一八年度平均一四億一、六五七万斤へ四三・九%急増した。その用途別増加寄与率は魚類塩蔵用三五・七%、家庭・漬物用三三・九%、曹達製造用一八・七%、味噌醸造用一一・九%、醤油醸造用〇・三%、その他▲〇・五%であった(日本専売公社(一九六六、六七八―六八五)、露領水産組合(一九三九、二二二))。したがって、漁業など工業用消費と一般家庭消費が並行的に拡大した。こうした内地製塩量減少と食塩消費拡大の併進は植民地塩輸入の拡大を促した。植民地塩輸入量は一九一一年度に初めて一億斤を超過し、一九一八年度に五億六、〇三二万斤へ達した(図3)。こうした植民地塩輸入の急速な拡大過程で大蔵省専売局は、塩専売制度下の輸移入制度を段階的に改定した。

(2) 輸移入制度の改定と植民地塩流通

① 輸移入港の指定拡大

一九〇八年度まで大蔵省専売局は植民地塩輸入を神戸港のみで認めていた。その指定港湾を同局は翌年度から植民地塩流通拡大促進の目的で追加し、一九一九年度

までに港湾数は二六港へ増加した(大蔵省専売局(一九一五、八二九、八三五―八三七、一九三七、六三二―六三六))。しかし、追加指定後の各港湾は必ずしも専売局の思惑通りに機能しなかった。図5には、一九一三年六月―一九二〇年三月における港湾別植民地塩輸入量比率と利用港湾数を示した。

図5より植民地塩は京浜・中京・阪神・関門四地域の九港で主に輸移入された。それら九港には、三大都市近傍の横浜・東京、半田・武豊・名古屋・四日市、神戸・大阪と門司が含まれた。門司は、鈴木商店が再製工場を設けた大里と曹達製造業者の集積地たる山口県の双方に程近かった。それらと対照的に上記以外の港湾は利用が低迷し、一九一六年まで植民地塩は主要都市部で限定的に輸移入された。しかし、一九一七年度より利用港湾数は増加し、地方都市で植民地塩の輸移入が拡大した。

② 輸移入命令量の引上と官費回送

一九一七年度に「アルカリ」工業ノ勃興ト一般経済界及北海漁業ノ好況等(大蔵省専売局(一九三七、六一七))で曹達製造用と魚類塩蔵用の食塩消費は対前年度六六・三%と五一・五%増加した。そして、合計消費量は一〇・二%増の二三億三、七一二万斤に達し、内地製塩量

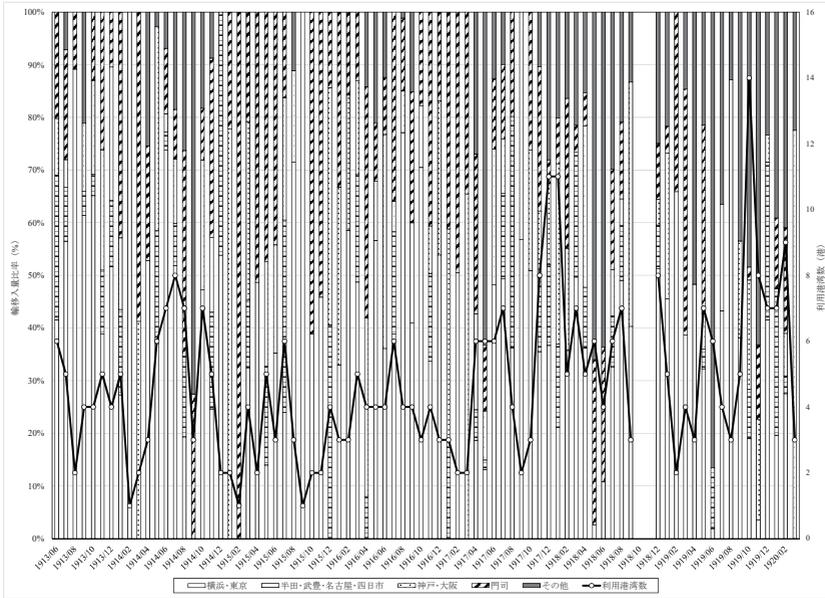


図5 港湾別植民地塩輸移入量比率・利用港湾数(1913年6月-1920年3月)

注1) 「京浜・中京・阪神・関門地域」には、横浜、東京、半田、武豊、名古屋、四日市、神戸、大阪、門司の各港を含む。

注2) 1918年10-11月の輸移入量は原資料未記載のため不明である。

資料) 「台湾塩移入高集計表」1913年7月28日-1920年5月31日(『局報』50-446(西南学院大学図書館・国史館台湾文献館所蔵))；「関東州塩輸入高集計表」1913年7月28日-1920年5月31日(『局報』50-446)。

一〇億三四八万斤を三三・二%超過した(大蔵省専売局(一九三二、九一一、七二一七三))。そこで、専売局は台湾塩と関東州塩の輸移入命令量を対前年度三二・〇%と八四・七%引き上げ、大日本塩業に青島塩輸入を命じた(図3、表1)。以上の措置で青島塩を含む植民地塩輸移入量は対前年度二・〇倍の三億八、〇一九万斤に増加し、流通促進策として専売局は植民地塩に対する官費回送制度の適用を開始した(前田(二〇一八a))。

一九〇八年度より専売局は官費回送制度を導入し、内地塩の産地・消費地間輸送を実施していた。その対象を拡充し、一九一七年一月より専売局は植民地塩の官費回送を開始した⁽⁶⁹⁾。以上の制度で輸送業務は輸移入取扱人が受託した。そして、専売局は回送命令で發送元(輸移入港)と回送先の双方を指定し、利用が低調な指定港湾を活用した⁽⁷⁰⁾。例えば、鳥取県の境港は一九一四年七月より関東州塩

輸入港に指定されたが、一九一七年一〇月以前の利用実績は皆無であつた。しかし、翌一月より専売局は同港を米子町向け官費回送の發送元に指定し、関東州塩の輸入が開始された。⁽⁷¹⁾ このような地方指定港湾の活用で一九一七年一一月から同年度末の官費回送量四、三七〇万斤は合計台湾・関東州塩輸移入量の二六・七%に達した。

そして、利用港湾数は同時期より増加傾向を示したが、専売局は翌一九一八年度の需給逼迫を回避し得なかつた(大藏省専売局(一九一九、二三五―三三九)、図5)。

一九一八年度は「概シテ天候ガ悪カタノト、殊ニ八月頃以後再三、甚ダシキニ至ツテハ四回五回モ暴風雨ノ被害⁽⁷²⁾」を受け、内地製塩量六億七、二〇一万斤は戦前期の同統計が現存する一八九六―一九四二年において最低であつた(前田(二〇一八a))。そこで、深刻な需給逼迫の緩和を目的に専売局は二点の施策を講じた。

第一は、青島塩を含む植民地塩の輸移入命令量を対前年度一・九倍の七億八、五四五万斤へ大幅に引き上げた(大藏省専売局(一九三七、六一七―六一八、六二五―六二六))。第二は、山口県佐波郡中関村(現・防府市)と同県濃津郡下松町に直営再製塩・粉碎洗浄塩工場を設置した。⁽⁷³⁾ 但し、翌一九一九年度両工場の加工用原料塩一億五八万斤

は同年度植民地塩合計輸移入量五億二、九七九万斤の一・〇%に過ぎなかつた。それゆえに、需給逼迫の緩和には未加工原塩の流通拡大が必須となつた(大藏省専売局(一九三七、六九〇))。そこで、専売局は翌年度に植民地塩の特別元売捌制度を廃止した。

③特別元売捌制度の廃止

一九一九年度より専売局は輸移入取扱人に対する特別元売捌人の指定を解除し、前年度まで内地塩のみを扱つていた一般元売捌人に植民地塩を売り渡した。⁽⁷⁵⁾ 前年度まで植民地塩と内地塩の官費回送は輸移入取扱人と瀬戸内地域所在の塩回送会社それぞれ受託し、専売局は内地塩と植民地塩の供給を別個に調整していた。⁽⁷⁶⁾ 以上の管理方法は、内地塩と植民地塩の消費用途が異なる状況下において適格的であつた。しかし、需給逼迫の深刻化で専売局は「移輸入塩モ内地塩ト同シク各販売官署ニ於テ一般ニ売下ノ途ヲ講スルニアラサレハ塩ノ配給計画齊一ヲ期スルヲ得サル」と判断し、一九一九年四月より内地塩と植民地塩の供給調整一元化を目的として一般元売捌人に取扱を統合した。そして、大日本塩業は魚類塩蔵用輸移入塩のみを取り扱う特殊元売捌人に指定が変更され、販売規模の大幅な縮小と価格支配力の喪失を余儀なくさ

れた。⁽⁷⁸⁾その一方で、内地の植民地塩取引は量的規模と地理的規模が並行的に拡大した。

(3) 植民地塩の取引と消費

① 植民地塩取引の地理的規模
管見の限りで既往研究は内地における植民地塩取引の分布と地理的規模を把握してこなかった。そこで、本章は大蔵省専売局発行『局報』掲載の「塩販売価格一覧表」より植民地塩取引の地理的規模を検討する。⁽⁷⁹⁾一九〇九年四月に専売局は、全国(内地)の「主ナル聚散地又ハ消費地」二二五ヶ所で商況調査を開始した。⁽⁸⁰⁾その調査地点数は一九一三年度二四一ヶ所、一九一四年度以降一八五ヶ所と変動したが、いずれの地点でも専売局は「塩販売価格調査上標準ト認ムヘキ塩売捌人」⁽⁸¹⁾記入の調査票から実勢の流通価格を把握した。⁽⁸²⁾例えば、一九一三年一月に函館専売支局小樽出張所は管内の売捌人へ「本年十月十五日以後ニ於ケル(十五日後ニ該当ノ事実ナキトキハ最近ニ於ケル)八十斤一呎当塩運賃及販売価格ヲ左記ノ様式ニ依リ精確ナル調査ヲ遂ケ十二月五日限り御提出相成リタシ」と命じた。そして、専売局は以上の調査票を集計し、各地の産地・銘柄別取引価格を「塩販売価

格一覧表」に掲載した。それゆえに、同表は植民地塩の取引地点に関する情報を包含し、図6には植民地塩価格の掲載地点数を示した。

植民地塩取引は、輪移入港近傍の京浜・中京・阪神・関門地域各府県内に偏在した。しかし、一九一四・一五年と一九一七年末以降に掲載地点数の増加と上記四地域各府県内地点比率の低下が生じ、植民地塩取引は地理的に拡大した。その要因には、植民地塩の相対価格下落と官費回送開始が挙げられる。

② 相対価格の変動

一九一四年度内地の単位面積あたり製塩量と合計製塩量は平年並みを維持したが、初夏には「天候不順ニシテ五、六月ノ候ノ生産状況ヨリ推セハ不作ナルヘシト思料」(大蔵省専売局(一九一六、一八一))された(前田(二〇一八a))。そこで、専売局は予防的措置として関東州塩輸入命令量を対前年度五七%増の一億一、〇〇〇万斤まで臨時的に引き上げ、同年度植民地塩輸移入量一億七、五七〇万斤は対前年度四一%増に達した(図3)。しかし、夏季以降に内地製塩業の作況は回復し、植民地塩の需給は大幅に弛緩した。そして、台湾・関東州塩の内地塩に対する相対価格は下落し、植民地塩取引の地理的拡

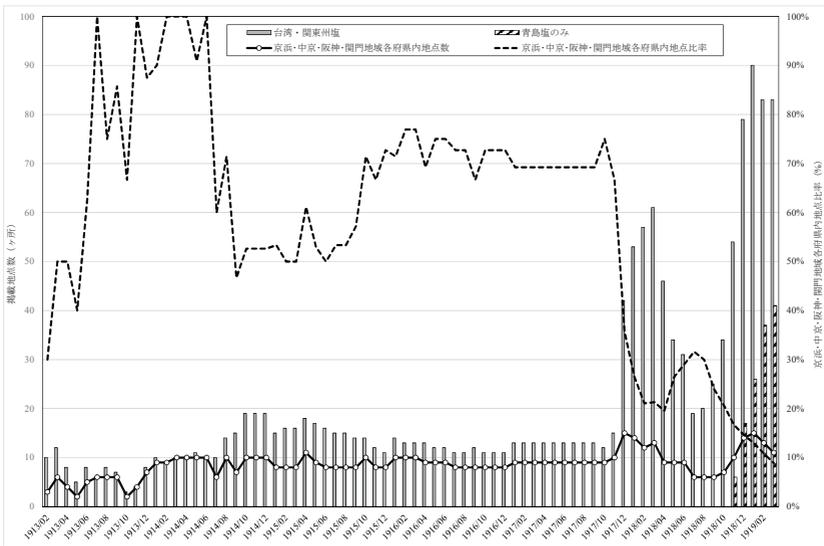


図6 植民地塩価格『局報』掲載地点数（1913年2月-1919年3月・ヶ所）

注1) 「台湾・関東州塩」には、台湾塩のみ、関東州塩のみ、台湾塩及び関東州塩双方の価格が掲載された地点数を一括した。

注2) 「京浜・中京・阪神・関門地域各府県内地点」とは東京・神奈川・愛知・三重・大阪・兵庫・山口・福岡各8府県内の地点を示す。

資料) 「塩販売価格一覧表」1913年3月17日-1919年7月21日（『局報』31-398（西南学院大学図書館・国史館台湾文献館所蔵））。

大を促した（図2）。しかし、それは一時的な現象に過ぎなかった。翌一九一五年に植民地塩取引は再び縮小した。

一九一五年度に専売局は関東州塩輸入命令量の臨時引上を中止し、関東州塩輸入量の減少で植民地塩輸移入量は減少した（図3）。さらに、同年に鈴木商店は大日本塩業を傘下に収容し、植民地塩の価格支配力を獲得した。それゆえに、同年一二月に専売局は内地塩と植民地塩の売渡価格を引き上げたが、台湾・関東州塩の高梨家調達価格は上昇傾向すら示した（図2）。このような相対的低廉性の低下で植民地塩取引は縮小し、京浜・中京・阪神・関門地域各府県内地点比率の再上昇と掲載地点数の再減少が生じた（図6）。但し、一九一六年以降も上記の両指標は一九一四年中葉以前と異なる水準で推移し、一九一四、一五年における取引の地理的拡大は輸移入港近傍以外の植民地塩需要を喚起していた。それを基盤として植民地塩取引は一九一七年より再び地理的に拡大した。

③官費回送と第一次大戦

植民地塩の官費回送が開始された一九一七年一月より図6の掲載地点数は急増し、京浜・中京・阪神・関門地域各府県内地点比率は七〇%前後から二〇%台へ急落した。したがって、上記四地域以外の港湾利用拡大と官費回送の開始は植民地塩取引の急速な地理的拡大を促進した。しかし、一九一八年夏には一時的な上記四地域各府県内地点比率の再上昇と掲載地点数の再減少が生じた。その原因は、官費回送の一時的縮小に求められる。

第一次大戦期の船舶不足と海上保険料上昇で一九一五―一八年に内地海上運賃と備船料(大型船)は六・七倍と二・二・九倍へ上昇し、一九一八年夏に頂点を迎えた(通信省臨時調査局海事部(一九一八、二四二―二四四)、東洋経済新報社(一九二七、六二四―六二五))。それゆえに、官費回送では「大型船ノ備船意ノ如クナラス(略)時ニ甚シク回送遅延」(大蔵省専売局(一九二〇a、二四五))し、月平均植民地塩官費回送量(回送先受入量)は一九一七年一月―一九一八年六月から同年七月―十月に二、一九九万斤から四九四万斤へ五九%急減した。⁽⁸⁴⁾しかし、第一次大戦の休戦協定締結で一九一八年一〇月―一九一九年三月の半年間に海上運賃は六四%、備船料は七六%そ

れぞれ低下し、上記回送量は一九一八年一月―一九一九年三月に二、五四七万斤へ急増した(東洋経済新報社(一九二七、六二四―六二五))⁽⁸⁵⁾。かかる官費回送の回復で一九一八年秋から図6の掲載地点数は再び増加し、一九一九年三月の青島塩を含む掲載地点数一二四ヶ所は調査地点一八五ヶ所のうち六七%に達した。このような植民地塩の取引拡大は、消費量と消費用途の並行的な拡大を伴った。

④植民地塩消費の拡大

図7には、『局報』掲載の用途別食塩消費量統計より用途別植民地塩消費量を示した。

植民地塩取引の推移と同様に植民地塩消費は一九一七年中葉まで漸増し、同年末より急増した(図5、図6)。一九〇九―一八年度に植民地塩消費量は六・二倍増加し、同時期の「その他」を除く用途別増加寄与率は醤油醸造用一九・〇%、家庭・漬物用一八・四%、曹達製造用一五・九%、再製用七・三%、味噌醸造用六・三%、魚類塩蔵用五・四%であった。そして、一九一八年度の「その他」を除く植民地塩消費量に対する用途別占有率は、醤油醸造用二三・〇%、曹達製造用一七・四%、家庭・漬物用一五・五%、再製用九・四%、味噌醸造用六・八%、魚

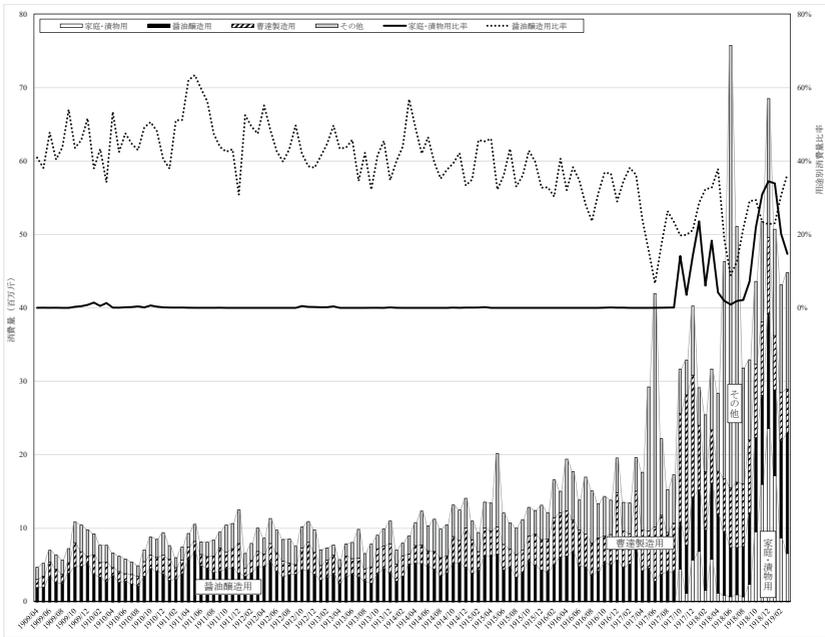


図7 用途別植民地塩消費量・消費量比率(1909-18年度)

- 注1) 植民地塩には台湾塩、関東州塩、青島塩を含む。
 注2) 「その他」には、味噌醸造用、魚類塩蔵用、再製用を含む。
 注3) 「家庭・漬物用比率」と「醤油醸造用比率」は、合計植民地塩消費量に占める家庭・漬物用植民地塩消費量もしくは醤油醸造用植民地塩消費量の比率を示す。
 資料) 「塩用途別消費高表」1910年7月25日-1919年8月25日(『局報』464-519, 10-403(西南学院大学図書館・国史館台湾文献館所蔵))。

類塩蔵用四・五%となった。したがって、植民地塩消費は主に醤油醸造用、曹達製造用、家庭・漬物用の三用途で拡大した。

一九〇九-一八年度に醤油醸造用塩の消費量は〇・二%増に留まったが、同用途の植民地塩消費量は三・二倍増加した。その要因は醤油醸造家の植民地塩使用法習得に求められる。一九二八年に大蔵省専売局は「大正七、八年頃内地塩供給不足ノ際以來奨励シタル移輸入塩ノ消費ハ其ノ後各種工業用ヲ始メ醤油醸造用其ノ他原料用トシテ相当多額ノ需要ヲ馴致シ」(大蔵省専売局(一九二八、二二)と回顧した。以上の「馴致」とは、工業用原料塩消費者らが植民地塩の内地塩に対する品質差を考慮し、製品の品質に変化が生じない使用法の習得を意味した。例えば、野田醤油株式会社(現・キッコーマン)

は「適する塩質は内地三等塩程度なるを以て、之より良質のもの又は粗悪のものを使用する必要のある際は、前記の標準に補正」していた（野田醤油（一九四〇、三九六）。こうした「補正」技術習得には一定の時間を要し、一九一五年に専売局は「台、関塩ノ移、輸入数量ヲ増加シタルモ其ノ実行兎角抄々シカラサルハ遺憾トスルトコロナリ右ハ主トシテ消費者カ未ダ之カ使用ニ慣熟セサルニ基因スルモノ」⁽⁸⁶⁾と捉えていた（前田（二〇一六a））。そこで、専売局は技術習得期間の短縮化による植民地塩の消費拡大を図った。

一九一八年から専売局は大口消費者向けに「台湾関東州塩使用案内」と題したパンフレットを配付し、内地塩に対する品質差の対処法を周知した。同パンフレットは天日原塩の溶解・泥土除去手順を図示し、「汲水一石に相当する塩水量」と題した表で調製食塩水の塩化ナトリウム含有率（一八・〇―二一・〇％）に応じた食塩投入量を示した。⁽⁸⁷⁾以上のパンフレットは内地塩と代替的な植民地塩の使用法を解説し、消費者の技術習得を後押しした。そして、同年に植民地塩の醤油醸造用塩消費量は急増した（図7）。

このように醤油醸造家は原料塩を内地塩から植民地塩

へ切り替えたが、合計消費量の伸び悩みから醤油醸造用塩の合計植民地塩消費量に対する占有率は同期間に四三・七％から二三・〇％へ低下した。それと同様に曹達製造用塩でも植民地塩消費量の増加と上記占有率の低下が併進した。

前田（二〇一三）で検討したように、曹達製造業者は一八九〇年代後半から主たる原料塩として主に輸移入塩を調達していた。そして、一九〇九―一八年度に曹達製造用塩の消費量と植民地塩消費量は三・〇倍と四・三倍増加したが、合計植民地塩消費量に対する占有率は二四・九％から一七・四％へ低下した。以上と対照的に家庭・漬物用塩は占有率を急上昇させた（図6）。

上記期間に家庭・漬物用塩の合計消費量は三八・八％増加し、その植民地塩消費量は二〇・四倍増加した。それゆえに、合計植民地塩消費量に対する占有率は〇・五％から一五・五％へ上昇した。こうした最終消費財としての性格を有した家庭・漬物用で植民地塩消費は、一九一七年一〇月の植民地塩官費回送開始後に急拡大した。それは需給逼迫期における食塩供給の量的拡大を実現したが、未加工原塩の供給拡大を伴った。これら未加工原塩は内地塩に対する代替性が著しく低かった。それゆえ

に、「結晶細かくして色相の潔白なる内地塩を使用し慣れたる消費者は、台関塩に対しては、恰も内地米不足のため、背に腹は替え難く、已むを得ずして外米を以て、其腹を充たすに似た」(近藤(一九一九) 状況が生じた。

このように最終消費財消費としての植民地塩消費は、絶対的な供給不足の下で内地塩に対する代替性と無関係に進展した。

以上で検討したように一九一〇年代の植民地塩消費拡大は、醬油醸造業の原料塩切替、曹達製造業の原料塩調達拡大、最終消費財たる家庭・漬物用における代用的な利用の拡大に牽引された。しかし、これら植民地塩の供給を担った大日本塩業の経営は同時期に悪化した。

(4) 大日本塩業の短期的経営悪化

図8には、一九〇四―一九年度大日本塩業の流動比率・固定長期適合率・自己資本比率・総資本利益率を示した。同図より一九一〇年代における同社の収益性と財務状態を検討しよう。

① 収益性

本稿第3節で示したように大日本塩業は、関東州の塩田増築を一九一三年度に終了し、一九一四年度より同社

の総資本利益率は上昇へ転じた。翌一九一五年に同社は鈴木商店の傘下へ入り、価格支配力の行使による植民地塩価格上昇で総資本利益率は続伸した。しかし、それは一九一六年度より低落し、一九一七―一八年度の植民地塩取引拡大期に二%以下で低迷した。このような一九一六―一八年度における収益性悪化の理由を同社は営業報告書で二点指摘した。

第一は、金安銀高の進行であつた。⁽⁸⁸⁾ 大日本塩業は関東州で中国人小作人へ対する支払手段として小銀貨を用いたが、一九一三―一九年にロンドン市場の一オンスあたり銀価格は二七ペンスから五七ペンスへ二・一倍高騰した(井村(一九二三、三五二))。それゆえに、一九一六年より同社は為替差損を被つた。

第二は、海上運賃・備船料の暴騰であつた。一九一七年度より同社は官費回送を受託したが、回送先における「政府ノ購買価格ハ生産費ト運賃諸掛ノ高率ニ伴ハサル為メ」⁽⁸⁹⁾に収支が悪化した。

以上の要因で総資本利益率は低落し、一九一六―一八年度に大日本塩業は「徒ラニ取扱数量ノ増加ニ止マリ格別移輸入利益ヲ見サリシ」⁽⁹⁰⁾状況へ陥つた。しかし、一九一九年度に同社の総資本利益率は七・九%へ急上昇した。

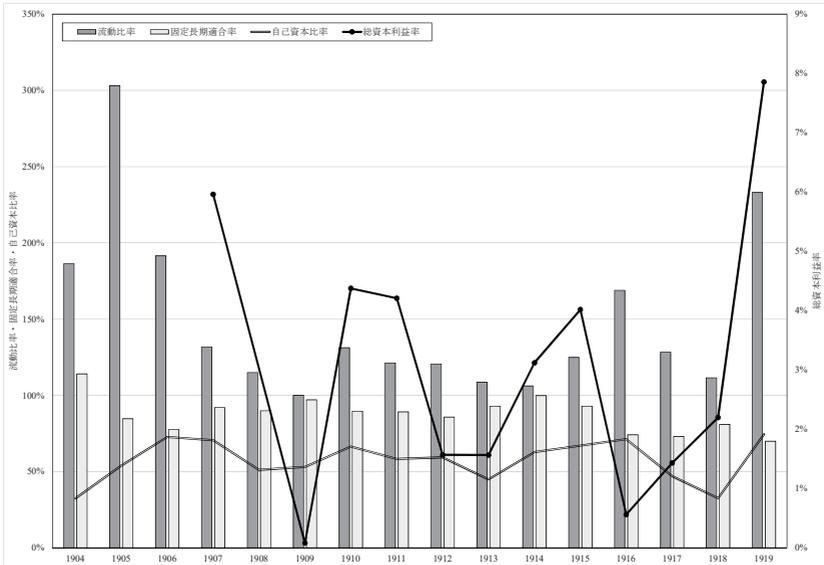


図8 大日本塩業株式会社流動比率・固定長期適合率・自己資本比率・総資本利益率(1904-19年度)
 (注) 総資本利益率は年間合計利益金と年度末総資産額より求めた。なお、1904-06、08年度は原資料の欠落により不明である。

資料) 日本食塩コークス株式会社「考課状」1904-07年(日塩株式会社所蔵)；大日本塩業株式会社「営業報告書」1908-20年(日塩株式会社所蔵)。

一九一八年一月月の第一次大戦休戦で海上運賃・備船料は低落し、一九一九年度には総資本利益率低落の一因が消滅した。さらに、同年度の特別元売捌制度廃止は大日本塩業を植民地塩の販売義務と在庫リスクから解放した。そして、同社は内地の再製工場を売却し、売却益の獲得は総資本利益率の上昇を促した。⁹¹⁾

一九一五年に鈴木商店は植民地塩輸入の寡占的支配を確立し、大日本塩業は価格支配力を獲得した。しかし、それは翌年から為替変動と海上運賃・備船料暴騰で利益源泉としての機能を喪失した。以上の要因で生じた同社の収益性悪化は財務状態の悪化に帰結した。

② 財務状態

図8には、短期の債務支払能力を示す流動比率(=流動資産/流動負債)、長期的な財務の安全性を示す固定長期適合率(=固定資産/(自己資本+固定負債))、対外的な信用力を示す自己資本比率(=自己資本/(負債+自己資本))を表した。同図より大日本塩業の流動比率は一〇〇%、自己資本比率は五〇%を概ね超過し、固

一定長期適合率は一〇〇%以下で推移した。したがって、同社は事業の存続が危ぶまれる財務状態には総じて陥らなかつたが、植民地塩輸入の拡大で一九一七・一八年度に流動比率と自己資本比率が低下した。

一九一八年度まで特別元売捌制度の下で輸移入取扱人には、輸移入塩の売却後まで専売局宛代金の延納が認められていた。そこで、一九一七・一八年の植民地塩輸入拡大で大日本塩業の専売局宛未払金は急増し、流動比率と自己資本比率が低下した⁽⁹²⁾。また、延納時の担保供託を目的に借入有価証券保有額が急増し、自己資本比率のさらなる低下を招いた⁽⁹³⁾。植民地塩輸入の急速な拡大で寡占的供給者たる大日本塩業の役割は肥大化し、同社の財務状態は短期的ながら悪化した。しかし、一九一九年度の特別元売捌制度廃止で大日本塩業の専売局に対する支払は減少し、未払金と借入有価証券保有額の急減で流動比率と自己資本比率は概ね倍増した(図4、図8)。したがって、植民地塩価格の支配力喪失は同社の収益性と財務状態を改善に導いた。

小括

本稿の考察結果は以下三点に小括できよう。第一に、

塩専売制度の下で輸移入取扱人兼特別元売捌人は熾烈な価格競争とシェア競争を展開し、内地塩に対する低廉性と代替性の強化が植民地塩消費の拡大を促した。一九〇八年より複数者が指定された関東州塩輸入取扱人間の過当競争は台湾塩にまで波及し、価格の下落は輸移入取扱人兼特別元売捌人の経営を悪化させた。こうした価格競争は一九〇九年のカルテル締結で停止したが、シェア競争は継続した。そこで、輸移入取扱人兼特別元売捌人は生産能力と加工能力の双方を増強し、植民地塩の内地塩に対する代替性を向上させた。このような輸移入取扱人兼特別元売捌人間の競争を通じ、植民地塩消費の拡大は促進された。

第二に、鈴木商店は大日本塩業の経営権掌握で植民地塩輸入を寡占的に支配し、植民地塩価格の支配力を獲得した。鈴木商店は、カルテル締結後からシェア競争の回避を目論んだ。そこで、一九一五年に同店は大日本塩業の経営権を掌握し、関東州塩輸入命令量の九九%を手中に収めた。以上の施策より鈴木商店は台湾・関東州塩合計輸移入命令量においても九九%以上を占有し、同年に価格支配力の行使で大日本塩業の収益性は向上した。

第三に、一九一〇年代中葉以降の輸移入制度改定で植

民地塩取引の量的規模と地理的規模は拡大したが、大日本塩業の収益性と財務状態は悪化を余儀なくされた。一九一〇年代に専売局は需給逼迫緩和の目的で植民地塩供給の拡大を図り、一九一七年開始の官費回送は輸移入港近傍以外の地域でも植民地塩需要を喚起した。しかし、当該施策の実行で植民地塩の寡占的供給者たる大日本塩業の役割は肥大化し、同社は収益性と財務状態の双方で短期的な経営悪化に直面した。

輸移入開始当初の植民地塩は品質差に起因し、内地塩に対する代替性が低かった。それは双方間における消費用途の重複を限定し、植民地塩の各流通主体は限られた規模の需要を奪い合った。こうした需要獲得をめぐる競争は塩専売制度導入後まで継続し、台湾塩・関東州塩間と関東州塩間相互で展開された。そして、競争の熾烈化は流通主体の経営を悪化に導いたが、植民地塩の供給能力と内地塩に対する代替性の双方を向上させた。そこで、一九一〇年代より大蔵省専売局は需給逼迫緩和の目的で植民地塩を大量に輸移入し、内地の植民地塩依存率上昇に帰結した。

このように流通主体の施策で植民地塩の内地塩に対する代替性は向上し、先行研究で想定された双方間におけ

る代替性一定の仮定は妥当しなかった。但し、塩専売制度下で代替性向上は植民地塩消費拡大の十分条件足り得なかった事実にも留意しなければならない。一九一八年度に内地製塩業は大凶作へ陥り、絶対的な供給不足の下で専売局は最終消費財用途向けに未加工原塩の供給を拡大した。これら未加工原塩は内地塩に対する代替性を欠いたが、消費者は代用品として使用を強いられた。したがって、植民地塩の消費拡大は同年度を境界に異なるメカニズムで進展した。以上の考察結果を本稿冒頭に掲げた課題と照合すれば、以下を指摘できよう。

第一次大戦期の日本では工業化が進展し、都市化の追隨で Krugman (1991) の地域特化計数は上昇を開始した。そして、拡大する非農業部門では実質所得が顕著に増大した(深尾・撰津(二〇一七b)、南・牧野(二〇一七c))。このように第一次大戦期より日本の産業構造と生活水準・形態は変容し、植民地産一次産品消費の拡大過程でも画期を成した。当該期の農商務省は、米穀需給逼迫下の米価抑制を目的として米穀取引所に植民地米(台鮮米)の受渡代用を強制した。かかる施策で買方には内地米と異品種の現物米を受け渡されるリスクが発生し、米価形成における Fauna (1970) の情報効率性は低下した

(Ito et al. (2016, 2018))。しかし、朝鮮の内地米品種導入と台湾の蓬莱米生産開始で台鮮米の内地米に対する代替性は向上し、一九二〇年代以降に情報効率性は上昇した(Ito et al. (2017))。すなわち、内地へ向けた植民地米の供給は第一次大戦期より政策的に拡大したが、植民地米の代替性獲得には品種改良とその進展にかかるタイムラグを要した。これら米穀の事例と同様に食塩も植民地産品の消費拡大過程で第一次大戦期は明確な画期性を有した。

第一次大戦末期より植民地塩の最終消費財用途向け供給は政策的に拡大したが、代替性の制約で需給逼迫下の代用的な消費に留まった。それと対照的に工業原料用として植民地塩の消費拡大は一八九〇年代より漸進し、曹達製造業では同年代に原料塩の過半を占めた。それより醤油醸造業における植民地塩消費の拡大は遅延したが、一九一〇年代には原料塩の切替が進展した。したがって、工業用原料としての植民地産一次産品消費は日本の植民地領有後における漸進的拡大を経て、第一次大戦期より急拡大した。このような食料と工業用原料の双方で用いられる食塩を考察の俎上に載せた本稿より植民地産一次産品消費の拡大は、食料向け消費と工業用原料向け消費

で異なる過程を経ていた。植民地産食料の消費拡大は、工業用原料のそれと比較すれば、内地産品との同質性上昇による代替性向上を条件としていた。そして、一九二〇世紀転換期から植民地産一次産品の流通主体は代替性向上に要する加工能力を増強し、第一次大戦期以降の消費拡大を先導する役割の一端を担った。それゆえに、第一次大戦期以降における植民地産食料の消費拡大過程は当該期以前の漸進的な準備過程から包括的に理解しなければならぬ。消費史の文脈から Franks (2009) は工業化期以前の消費拡大に注目する必要性を指摘した。その指摘は、本稿の考察結果を踏まえれば、植民地産食料にも適用されるべきであろう。

参考文献

【日本語文献】

- 愛知県史編さん委員会編 (二〇一七) 『愛知県史 通史編 七 近代二 愛知県』
- 穂本洋哉 (二〇一五) 『日本農業近代化の研究…近代稲作農業の発展論理』藤原書店。
- 安達宏昭 (二〇一三) 『大東亜共栄圏』の経済構想…圈内産業と大東亜建設審議会』吉川弘文館。
- 阿部武司 (一九八九) 『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会。

——中村尚史(二〇一〇)『日本の産業革命と企業経営』
阿部・中村編著『講座・日本経営史第二巻…産業革命と企
業経営 一八八二—一九一四』ミネルヴァ書房、一—五三
頁。

井奥成彦・中西聡編著(二〇一六)『醤油醸造業と地域の工
業化…高梨兵左衛門家の研究』慶應義塾大学出版会。

市川大祐(二〇一五)『明治後期・大正期の肥料商業・肥料
製造業』中西聡・井奥成彦編著『近代日本の地方事業家…
萬三商店小栗家と地域の工業化』日本経済評論社、二九
五—三四二頁。

李英娘(二〇一五)『植民地朝鮮の米と日本』中央大学出版
部。

井村薫雄(一九二三)『支那の為替と金銀』上海出版協会。

大蔵省銀行局(一九〇七)『第三十二次銀行及担保附社債信
託事業報告』(日本銀行調査局編(一九六〇)『日本金融史

資料 明治大正編 第七卷(下)』大蔵省印刷局、一七〇、
二〇二頁)。

大蔵省主税局(一九〇六)『大日本塩業全書 第一編』。

大蔵省専売局(一九〇八)『大日本塩業全書 第三編』。

——(一九二一、一六、一九、二〇a)『専売局年報』。

——(一九一五)『塩専売史』。

——(一九二〇b)『青島塩業調査』。

——(一九二八)『製塩地整理案要綱』(塩事業センター塩業
資料室所蔵、〇〇五一—四五)。

——(一九三二)『塩専売統計表』。

——(一九三七)『専売史 第一輯 第五巻』。

大蔵省百年史編集室(一九七三)『大蔵省人名録…明治・大
正・昭和』大蔵財務協会。

大蔵省理財局(一九〇九)『自明治三十二年一月至明治四十
二年三月 金融事項参考書』。

——(一九一五)『大正四年四月調 金融事項参考書(内国之
部)』。

——(一九一九)『大正八年四月調 金融事項参考書』。

大島久幸(二〇〇四)『官営八幡製鉄所における鉱石輸送』

『エネルギー史研究』(九州大学)一九、二九—四五頁。

大豆生田稔(一九九三)『近代日本の食糧政策…対外依存米
穀供給構造の変容』ミネルヴァ書房。

——(二〇〇七)『お米と食の近代史』吉川弘文館。

——(二〇一六)『防長米改良と米穀検査…米穀市場の形成
と産地(一八九〇年代—一九一〇年代)』日本経済評論社。

岡崎清宜(二〇〇一)『恐慌期中国における信用構造の再
編…一九三〇年代華北における棉花流通・金融を中心に』

『社会経済史学』六七(一)、四七—六八頁。

岡部牧夫(二〇〇八)『大豆経済』の形成と衰退…大豆をと
おして見た満鉄』岡部編『南満洲鉄道会社の研究』日本経
済評論社、二七—八九頁。

小野一郎・難波平太郎(一九五四)『日本鉄鋼業の成立と
対外投資…日本鉄鋼業の成立と原料問題(Ⅱ)』『経済論
叢』(京都大学)七四(三)、五一—六六頁。

籠谷直人(二〇〇〇)『アジア国際通商秩序と近代日本』名
古屋大学出版会。

桂芳男(一九七六)『財閥化の挫折…鈴木商店』安岡重明編

- 『日本経営史講座 第三卷 日本の財閥』日本経済新聞社、一七七—二二三頁。
- 加藤幸三郎(二〇一—)「インド棉花における内地直買の歴史的性格」『専修経済学論集』四六(一)、一—一八頁。
- 河合和男(一九八六)『朝鮮における産米増殖計画』未來社。
- 川東舜弘(一九九〇)『戦前日本の米価政策史研究』ミネルヴァ書房。
- 木谷名都子(二〇〇六)「インド棉花輸出問題から観た英印民間会商と第一次日印会商…一九三〇年代前半の対英特惠関税問題再考」『社会経済史学』七一(六)、二五一—四七頁。
- 鬼頭宏(二〇〇〇)『人口から読む日本の歴史』講談社。
- 久保文克(一九九七)『植民地企業経営史論』日本経済評論社。
- 河野稠果(二〇〇〇)『世界の人口』第二版』東京大学出版会。
- 国勢協会(一九二五)『大阪財界人物史』。
- 近藤多三郎(一九一九)「如何にして塩を増製すべきや(六)」『専売協会誌』八一、三三—三七頁。
- 斎藤修(一九九六)「人口」西川俊作・尾高煌之助・斎藤編著『日本経済の二〇〇年』日本評論社、三七—五四頁。
- (二〇〇八)『比較経済発展論…歴史的アプローチ』岩波書店。
- 齋藤尚文(二〇一—)「鈴木商店と台湾塩専売制度」『東洋史訪』一七、五五—六四頁。
- (二〇一七)『鈴木商店と台湾…樟脳・砂糖をめぐる人と事業』晃洋書房。
- 坂口誠(二〇〇三)「近代日本の大豆粕市場…輸入肥料の時代」『立教経済学研究』五七(二)、五三—七〇頁。
- 坂根嘉弘(二〇二二)『日本戦時農地政策の研究』清文堂。
- 佐藤昌一郎(一九六六)「製鉄原料借款」についての覚え書…官営製鉄所財政との関連において」『土地制度史学』八(四)、四三—六三頁。
- 柴田善雅(二〇〇四)「日中戦争期在華紡の活動…政府の支援と介入を中心に」『大東文化大学紀要 社会科学』四二、八七—一二三頁。
- 篠原三代平(一九六七)『長期経済統計 六 個人消費支出』東洋経済新報社。
- 柴田一(一九六六)「明治期における食塩市場と塩業界の動向…国産塩の輸出運動と外塩対策」『日本塩業の研究』九、三三—八二頁。
- 白石友治(一九五〇)『金子直吉傳』金子柳田両翁頌徳会。
- 白木沢旭児(二〇一六)『日中戦争と大陸経済建設』吉川弘文館。
- 人事興信所(一九一一)『人事興信録 三版』。
- (一九二五)『人事興信録 七版』。
- 鈴木啓次(一九一四)『大正二年度 保険要録』保険と銀行社。
- 須永徳武(二〇〇七)『塩業』鈴木邦夫編『満州企業史研究』日本経済評論社、六一〇—六一五頁。
- 攝津斉彦・Jean-Pascal Bassino・深尾京司(二〇一六)「明治期経済成長の再検討…産業構造、労働生産性と地域間格差」『経済研究』(一橋大学)六七(三)、一九三—二一四頁。

瀬戸林政孝(二〇〇六)「清末民初楊子江中上流域における棉花流通」『社会経済史学』七(一六)、三二―四頁。

——(二〇〇八)「二〇世紀初頭華北産棉地帯の再形成」『社会経済史学』七四(三三)、二三四頁。

台湾総督府専売局(一九〇一)『食塩専売事業第壹編』(北海道大学附属図書館水産科学研究所・水産科学部図書室所蔵)。

——(一九〇三)『食塩専売事業第貳編』(北海道大学附属図書館水産科学研究所・水産科学部・水産学部図書室所蔵)。

——(一九〇五)『食塩専売事業第參編』。

——(一九一〇)『台湾総督府専売局事業年報』(国史館台湾文献館所蔵)。

——(一九二五)『台湾塩専売志』。

——(一九三七)『台湾の塩業』。

高島正憲(二〇一七)『経済成長の日本史・古代から近世の超長期GDP推計七三〇―一八七四』名古屋大学出版会。

高橋泰隆(一九七九)「台湾における製糖業の展開と日本帝国主义」『商学研究科紀要』(早稲田大学)八、一三七―五八頁。

高村直助(一九七二)『日本紡績業史序説(上・下)』塙書房。

——(一九八二)『近代日本綿業と中国』東京大学出版会。

竹内祐介(二〇〇八)『日本帝国内分業における朝鮮大豆の盛衰』堀和生編著『東アジア資本主義史論Ⅱ・構造と特質』ミネルヴァ書房、八五―一一頁。

武田晴人(二〇一〇)「近代日本経済資料論 四 民間資料企業史料」石井寛治・原朗・武田編『日本経済史 六 日本経

済史研究入門』東京大学出版会、二〇三―二二六頁。

田中国隆(一九五〇)『塩業生活四十五年之回顧録』共栄商事(塩事業センター塩業資料室所蔵)。

谷本雅之(一九九八)『日本における在来的経済発展と織物業』名古屋大学出版会。

玉真之介(二〇一三)『近現代日本の米穀市場と食糧政策…食糧管理制度の歴史的な性格』筑波書房。

千葉功(二〇一三)『桂太郎…外に帝国主義、内に立憲主義』中央公論新社。

通信省臨時調査局海事部(一九一八)『海事部報告第拾参号 海運近況』。

デュンダル・メルトハン・三沢伸生(二〇〇九)「イスタンブルの中村商店をめぐる人間関係の事例研究…徳富蘇峰に宛てられた山田寅次郎の書簡を中心に」『東洋大学社会学部紀要』四六(二)、一八一―一二〇頁。

——東京再製塩業(一九三九)『東京再製塩業史』。

——東洋経済新報社(一九二七)『明治大正国勢総覧』。

——東洋新報社(一九一七)『大正人名辞典』。

——東洋製紙(一九二五)『東洋製紙株式会社沿革史』。

——東洋拓殖(一九二八)『東洋拓殖株式会社二十年誌』。

——中西聡(二〇一八)「知多郡資産家の名古屋進出と近代名古屋経済界」『愛知県史研究』二二、三一―四七頁。

中村哲(一九六八)『明治維新の基礎構造…日本資本主義形成の起点』未来社。

達也・八木紀一郎・新村・井上義朗『経済学の歴史…市場経済を読み解く』有斐閣、一三一―五七頁。

西川博史(一九八七)『日本帝国主義と綿業』ミネルヴァ書房。

日塩(一九九九)『日塩五十年史』。

日本専売公社(一九六六)『塩業整備報告 第二卷 資料編』。

野田醤油(一九四〇)『野田醤油株式会社二十年史』。

野村徳七商店(一九二二)『株式年鑑』。

菱本長次(一九三八)『朝鮮米の研究』千倉書房。

平井健介(二〇一七)『砂糖の帝国…日本植民地とアジア市場』東京大学出版会。

弘前商工会議所編(一九八八)『藤田謙一…初代日本商工会議所会頭』。

深尾京司・攝津斉彦(二〇一七a)「成長とマクロ経済」深尾・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 三…近代』岩波書店、二二―二二頁。

——(二〇一七b)「成長とマクロ経済」深尾・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史四…近代』岩波書店、二二―二五頁。

堀和生(二〇〇九)『東アジア日本資本主義史論Ⅰ』ミネルヴァ書房。

前田廉孝(二〇一二)「戦前期台湾・関東州製塩業における日系資本の進出過程」野崎家と大日本塩業株式会社を中心に『社会経済史学』七八(三三)、三一―二八頁。

——(二〇一三)「一八九〇年代後半期日本における内地産品・輸移入品間の市場競合…曹達製造用・醤油醸造用塩市場を中心に」『西南学院大学経済学論集』四八(一・二)、八九―一七頁。

——(二〇一五)「日清戦後経営期の本国・植民地間における経済政策の相克…農商務省の内地製塩業政策を中心に」『社会経済史学』八一(二)、七二―九四頁。

——(二〇一六a)「近代における原料調達…交通インフラ整備の進展と原料産地の変化」井奥成彦・中西聡編著『醤油醸造業と地域の工業化…高梨兵左衛門家の研究』慶應義塾大学出版会、二五五―二九七頁。

——(二〇一六b)「日露戦後経営期の日本内地における植民地産品輸移入拡大の論理…塩専売制度下の関東州塩輸入拡大を中心に」『歴史と経済』一二三、一六一―三〇頁。

——(二〇一七)「蔵書ギャラリー no. 23 『専売局報』」『西南学院大学図書館報』一八三、七頁。

——(二〇一八a)「食料をめぐる経済政策と消費の嗜好性…戦前期日本の米穀・食塩を中心に」『嗜好品文化研究』三、四八―五五頁。

——(二〇一八b)「明治・大正期日本の政策的食料需給調整と植民地産品消費…食塩市場を事例に」『社会経済史学』八四(三)、四九―七二頁。

——(二〇一八c)「書評…高島正憲著『経済成長の日本史…古代から近世の超長期GDP推計 七三〇―一八七四』『経済セミナー』七〇〇、一一〇頁。

——(二〇二〇)「日露戦後の必需品課税における脱税行為と監視…取締…塩専売法違反を事例に」『社会経済史学』八五(四)、八九―一〇頁。

松浦章(二〇〇五)『近代日本中国台湾航路の研究』清文堂出版。

南滿洲鉄道(一九二二)『関東州の塩業 附朝鮮の塩業』。

——(一九二六)『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』。
南亮進・牧野文夫(二〇一七)『所得と資産の分配』深尾・

中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史四』近代
代二 岩波書店、四三―六〇頁。

三和良一(一九八二a)『塩専売法の制定』『日本塩業大
系 近代(稿)』日本専売公社、六二九―六八六頁。

——(一九八二b)『塩専売制の実施』『日本塩業大系 近代
(稿)』日本専売公社、六八七―七五九頁。

持田恵三(一九七〇)『米穀市場の展開過程』東京大学出版
会。

森久男(一九九三)『台湾総督府の糖業保護政策の展開』『台
湾近代史研究』一、四一―八二頁。

谷ヶ城秀吉(二〇一一)『帝国日本の流通ネットワーク…流
通機構の変容と市場の形成』日本経済評論社。

安場保吉(一九八一)『石原廣一郎と資源確保論』『東南アジ
ア研究』(京都大学)一八(三)、一一〇―一二二頁。

——(一九九六)『日本経済史における資源』一八〇〇―
一九〇〇年』『社会経済史学』六二(三)、一―二二頁。

柳沢遊(二〇〇八)『変容する市場と特産物…大豆三品の流
通・生産調査』松村高夫・柳沢・江田憲治『満鉄の調査と
研究』その「神話」と実像』青木書店、一八五―二二六頁。

山田充郎(二〇〇七)『取引所理事長と「乗取屋」…島徳蔵の
二つの顔』『企業家研究』四、八四―九五頁。

吉川洋(二〇一六)『人口と日本経済…長寿、イノベーション、
経済成長』中央公論新社。

林采成(二〇一九)『飲食朝鮮…帝国の中の「食」経済史』
名古屋大学出版会。

林敏容(二〇〇九)『日本統治時代における台湾塩の対日本、
朝鮮への輸出』『南島史学』七四、三三―五二頁。

——(二〇一一)『日本統治時代における台湾塩の対露領沿
海州と樺太への輸出』『東アジア文化交渉研究』(関西大
学)四、五一―五三頁。

露領水産組合(一九三九)『露領漁業の沿革と現状』。

渡辺惇(一九八〇)『近代日本における植民地塩業の形成と
展開(上)』『熊本大学教育学部紀要 人文科学』二九、二
九―七一頁。

——(一九八二)『外地塩業と日本塩業』『日本塩業大系 近
代(稿)』日本専売公社、五六七―六二七頁。

【英語文献】

Allen, R. C. (2000). "Economic structure and agricultural
productivity in Europe, 1300-1800." *European Review of
Economic History*, 4(1), pp. 1-25.

Fama, E. F. (1970). "Efficient capital markets: A review of
theory and empirical work." *Journal of Finance*, 25(2), pp.
383-417.

Francks, P. (2009). "Inconspicuous consumption: Sake, beer,
and the birth of the consumer in Japan." *Journal of Asian
Studies*, 68(1), pp. 135-164.

- (2015). *Japanese economic development: theory and practice*. New York: Routledge.
- Hayashi, F. and E. C. Prescott. (2008). "The depressing effect of agricultural institutions on the prewar Japanese economy." *Journal of Political Economy*, 116(4), pp. 573-632.
- Ito, M., Maeda, K., and Noda, A. (2016). "Market efficiency and government interventions in prewar Japanese rice futures markets." *Financial History Review*, 23(3), pp. 325-346.
- (2017). "Discretion versus policy rules in futures markets: A case of the Osaka-Dojima Rice Exchange, 1914-1939." *Quantitative Finance Papers*. [arXiv: 1704.00985], pp. 1-32.
- (2018). "The futures premium and rice market efficiency in prewar Japan." *Economic History Review*, 71(3), pp. 909-937.
- Jorgenson, D. W., Ho, M. S., Samuels, J. D., and Stiroh, K. J. (2007). "Industry origins of the American productivity resurgence." *Economic Systems Research*, 19(3), pp. 229-252.
- Krugman, P. (1991). *Geography and trade*. Cambridge: MIT Press.
- Maddison, A. (2008). *Contours of the world economy. 1-2030 AD*. Oxford: Oxford University Press.
- Maeda, K. (2020). "Market-based financing for small corporations during early industrialisation: The case of salt corporations in Japan, 1880s-1910s." *Business History*, online available (forthcoming), pp. 1-23.
- Malanima, P. (2011). "The long decline of a leading economy: GDP in central and northern Italy, 1300-1913." *European Review of Economic History*, 15(2), pp. 169-219.
- Margo, R. A. (2013). The causes of economic growth, in Whaples, R. and Parker, R. E. eds. *Routledge handbook of modern economic history*. New York: Routledge pp. 51-58.
- North, D. (1990). *Institutions, institutional change, and economic performance*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Okubo, T. (2007). "Trade bloc formation in inter-war Japan: A gravity model analysis." *Journal of the Japanese and International Economies*, 21, pp. 214-236.
- Ohno, K. (2018). *Japanese economic development: Origins of private dynamism and policy competence*. New York: Routledge.
- Raderzki, M. (1990). *A guide to primary commodities in the world economy*. Oxford: Basil Blackwell.
- Sonobe, T. and Otsuka, K. (2001). "A new decomposition approach to growth accounting: Derivation of the formula and its application to prewar Japan." *Japan and the World Economy*, 13, pp. 1-14.
- Willebald, H., Badia-Miró, M., and Pinilla, V. (2015). Natural

resources and economic development: What can we learn from history?, in Badia-Miró, M., Pinilla, V., and Willebald, H. eds. *Natural resources and economic growth: Learning from history*. New York: Routledge, pp. 1-25.

Wrigley, E. A. (1985). "Urban growth and agricultural change: England and the continent in the early modern period." *Journal of Interdisciplinary History*, 15(4), pp. 683-728.

註

* 本稿は二〇二〇年度三田史学会大会総合部会シンポジウム「東アジアのなかの帝国日本：食の交流から考える」(COVID-19パンデミックで中止)における研究報告へ大幅な加筆・修正を加えた。本稿引用の史料は、北海道立文書館、上花輪歴史館、ヤマサ醤油株式会社、専修大学図書館、外務省外交史料館、日塩株式会社、防衛省防衛研究所、愛知県公文書館、防府市文化財郷土資料館、九州大学附属図書館記録資料館産業経済資料部門、西南学院大学図書館、国史館台湾文献館による(協力の下で閲覧した。また、本稿の執筆過程では井奥成彦(慶應義塾大学文学部)、伊藤幹夫、中西聡、橋口勝利(慶應義塾大学経済学部)、市川大祐(北海学園大学経済学部)、平野智久(福島大学経済経営学類)、山本裕(獨協大学経済学部)、谷本雅之(東京大学大学院経済学研究科)、Myungsoo, Kim (College of Humanities and International Studies, Keimyung University, Korea)、Howard

帝国日本の台湾・関東州塩需給と流通主体

Kahn (Underwood International College, Yonsei University, Korea) ʼ Lung-Pao Tsai (College of Humanities, National Taipei University, Taiwan) の諸氏より有意義なコメントを頂戴した。記して謝意を表したい。但し、有り得べき誤謬は筆者の責に帰する。なお、本稿は独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(17H02553、17K03863、18K01734、20K01795、20KK0029) による成果の一部である。

(1) 本稿で「内地」とは大日本帝国憲法公布時における日本の領土、「植民地」とは日本の統治が及んだ範囲のうちで「内地」以外の地域をそれぞれ示す。

(2) したがって、Maddison (2008) も L T E S と同様に近代日本の経済成長を過大評価している可能性が指摘されている。Maddison (2008) は中村(一九六八)の実收石高推計より成長率を算出し、L T E S から G D P 成長率を遡及計算した。それゆえに、L T E S の推計誤差は Maddison (2008) の推計にも反映されている。かかる課題を踏まえ、高島(二〇一七)は Allen (2000)、Wrigley (1985) による需要関数推定法と Manima (2011) による非農業生産推計法から七三〇一―一八七四年の G D P を再推計した。但し、高島(二〇一七)でも非農業生産部門の推計は遡及計算を利用し、残された課題について詳細は前田(二〇一八c)を参照。

(3) Radetzki (1990) の分類による(㉔)食料(food in a broad sense)とは、主食物たる「食糧」以外の食品を含む。Radetzki (1990) は“food in a broad sense”に国連

S-I-C (Standard International Trade Classification)
 の section 0: live animals and all unprocessed and processed food products, section 1: beverages and tobacco, section 4: animal and vegetable oils and fats を含む。したがって "in a broad sense" は主食物以外を含む意味で加えられている。ネッパ¹⁾ 本稿では "food" の訳語として「食料」を用いた。

(4) 但し、コリン・クラーク (Colin Grant Clark) の産業分類で鉱業は第一次産業に分類される。

(5) 林 (二〇一九) は朝鮮米輸移出量を被説明変数に用いた以下の回帰式より産米増殖計画の輸移出拡大に対する規定性を否定した。

$$\ln(RICEXP_t) = \alpha + \beta_1 \ln(RICEPROD_{t-1}) + \beta_2 \ln(RICECONS_t) + \beta_3 \ln(BARLCONS_t) + \beta_4 \ln(MISGRACONS_t) + \beta_5 \ln(RICEPRINCRE_t) + \beta_6 DUMMY_t + \epsilon_t$$

但し、 $RICEXP_t$: t 年度米穀輸移出量、 $RICEPROD_{t-1}$: $t-1$ 年度米穀生産量、 $RICECONS_t$: t 年度米穀消費量、 $BARLCONS_t$: t 年度麦類消費量、 $MISGRACONS_t$: t 年度雑穀消費量、 $RICEPRINCRE_t$: t 年度米価上昇率、 $DUMMY_t$: t 年度政策ダミー。

以上の回帰式で政策ダミーの有意性は検出されなかったが、サンプルサイズ三四(一九一一-四四年)は説明変数六の回帰式で過少と言わざるを得ない。そこで、本章は上記の分析結果を採用しなかった。

(6) 「第二十二回衆議院塩専売法中改正法律案委員会会議

録第五回)一九〇六年三月、一三三頁。

(7) 金城生「小栗銀行整理事業の裏面」『財界』九(四)(一九〇八年七月)、四六頁。

(8) 小栗富治郎「陸軍大臣官房宛 汽船勢徳丸御用船命令受領書」一八九五年四月三日(陸軍省『日清事件綴込』一八九五年(防衛省防衛研究所蔵、日清戦役雑M二八-二一-一一))。

(9) 小栗富治郎「陸軍大臣子爵桂太郎宛請願書」一九〇〇年八月一日(陸軍省『清国事件書類編冊』一九〇〇年八月(防衛省防衛研究所蔵、清国事件M三三-八-七〇))、小栗富治郎「在清国帝國海陸軍隊及列國海陸軍隊ニ需要品供給認可請願」一九〇〇年八月(海軍省『明治三十三年清国事変海軍戦史資料 卷三十一』一九〇〇年(防衛省防衛研究所蔵、清国事変M三三-三-一一))。

(10) 下関市は一九〇二年に赤間関市より改称されたが、本稿では改称以前の時期についても下関と呼称する。

(11) 具体的には手数料算出方法の切替額を一円から上等塩九〇銭、下等塩七〇銭に引き下げ、諸費控除後の売却額が一〇〇斤あたり七〇銭もしくは九〇銭以上一円未満の場合に支払われる手数料を増額した。

(12) 平年製塩量には、一八九五-一九〇四年一〇ヶ年平均製塩量一〇億六、八三一万斤を用いた。

(13) 高梨兵左衛門家について詳細は井奥・中西(二〇一六)を参照。

(14) 台湾総督府が小栗商店へ支払った手数料額を台湾総督府専売局の公刊資料は記載せず、管見の限りで国史館台

湾文献館所蔵の檔案類にも記録されていない。

- (15) 萱場三郎「製塩業調査復命」一八九八年(国史館台湾文献館所蔵、台湾塩業檔案二四〇〇二)。
- (16) 条文中の「不都合」を同改定契約第一条は「乙カ本契約ノ義務ニ違背シ又ハ不正ノ行為アリタルトキ」(台湾總督府専売局(一九二五、三六五))と規定し、それ以外の場合に台湾總督府の一方的契約破棄は認められなかった。
- (17) 例えば、一九〇五年度に大蔵省は移入命令量を「神戸塩務局長ノ定ムル制限数量以下」(台湾總督府専売局(一九二五、三七六))と規定した。
- (18) 輸移入取扱人による産地での買入と内地での陸揚が年度を跨がった際は、充足率が一〇〇%超に達する場合も生じた。例えば、一九一〇年度に台湾塩の移入量は「前年度ノ売渡ニ係ル塩ニシテ本年度ニ入り移入シタルモノアル」(大蔵省専売局(一九二二、一五七))ために移入命令量を超過した。
- (19) 名古屋市長 加藤重三郎「甲第二〇九号(愛知県知事 深野一三宛)」一九〇七年五月二七日(『会社己 商工課』一九〇六—〇八年(愛知県公文書館所蔵、愛知県庁文書三〇三—三二二))。
- (20) 神戸塩務局「台湾塩一般定価売渡要項」一九〇七年八月(上花輪歴史館所蔵、高梨本家文書五ABS三二)。
- (21) 小栗商店東京支店 大橋「台湾塩注文に対する返事」一九〇七年七月九日(高梨本家文書五ABS二七)。
- (22) 「桂太郎書簡(明治四十)年七月三十一日」一九〇七年七月三十一日(専修大学図書館所蔵、阪谷芳郎関係書簡一九三—)。
- (23) 「小栗銀行整理略なる」『東京朝日新聞』一九〇八年一月五日。
- (24) 名古屋市長 加藤重三郎「甲第一九三号(愛知県知事 深野一三宛)」一九〇八年五月二三日(『会社己 商工課』)。
- (25) 金城生「(二) 小栗銀行の開業…実に滑稽千万に御座候」『財界』(九) 五(一九〇八年八月)、四七頁、「(八) 告 合名会社小栗銀行株式会社小栗貯蓄銀行開店」『東京朝日新聞』一九〇八年七月二日。
- (26) 「小栗商会と台湾塩」『東京朝日新聞』一九〇八年二月一八日。
- (27) なお、一九〇七年九月に大蔵省は主税局専売事業課・専売技術課と煙草専売局及び樟脳事務局の統合で専売局を設置した。その過程について詳細は、前田(二〇一八b)を参照。
- (28) 販売人指定制度について詳細は前田(二〇一八b)を参照。
- (29) 「(広告) 小栗商店 台湾塩一手移入販売復旧」『東京朝日新聞』一九〇八年一月三日。
- (30) 金城生「(三) 小栗銀行の狼狽」『財界』(九) (六) (一九〇八年九月)、四二頁。
- (31) 愛知県知事「合名会社小栗銀行整理ノ方法並ニ閉店後ノ状況理財局長へ御回答案伺」一九〇八年二月四日(『会社己 商工課』)。

- (32) 小貝生「(五) 小栗富次郎と岩井隆慶との大相撲」『財界』一〇(一)(一九〇八年一〇月)、四九頁、小貝庸吉「小栗銀行破産事件と名古屋控訴院の不羈独立」『財界』一〇(五)(一九〇九年二月)、三八頁。
- (33) 東洋塩業株式会社「第一回考課状」一九一〇年三月、四頁。
- (34) 「コークス製造と再製塩」『香川新報』一九〇三年八月二三日。
- (35) 日本食塩コークス株式会社「第七回考課状」一九〇六年二月(日塩株式会社所蔵)、四一六頁。
- (36) 日本食塩コークス株式会社「第九回考課状」一九〇七年二月(日塩株式会社所蔵)、六一七頁。
- (37) 大日本塩業株式会社「第拾壹期営業報告書」一九〇八年二月(日塩株式会社所蔵)、八頁。
- (38) 日本食塩コークス株式会社「第九回考課状」、七頁。
- (39) 「書簡(絹川屋 鈴木茂兵衛商家)」一九〇八年九月二一日(北海道立文書館所蔵、柳田家資料B一、四、二四三五)。
- (40) 関東州塩輸入取扱人のうち中村健次郎は関東州で製塩業を営まなかった。それにも関わらず、関東州塩輸入取扱人に指定された経緯と要因を解明し得る史料は管見の限りに現存しないが、同人大蔵省は塩専売制度導入以前より煙草専売事業で接点を有した。一九世紀末に中村はイスタンブールに中村商店を開設し、同店の山田寅次郎は一九〇〇年に調査で訪れた大蔵省の橋本圭三郎を接遇した(大蔵省百年史編集室(一九七三、一三二六)、デュ
- ンダール・三沢(二〇〇九)。さらに、一九〇五年の帰国後に中村家の出資と橋本ら大蔵省高等官の後援を得た山田は東洋製紙株式会社を設立し、製造煙草専売制度の下でシガレットペーパーを大蔵省へ納入していた(東洋製紙(一九二五、三))。こうした煙草専売事業との関係性を基盤に中村は、関東州塩輸入取扱人指定を受けたと考えられる。
- (41) 浜口合名会社「第五期営業報告書」一九〇八年(ヤマサ醤油株式会社所蔵、ヤマサ史料A一〇二)。
- (42) 「過剰塩問題」『東京朝日新聞』一九〇九年六月二五日、「独逸塩大脱税」『東京朝日新聞』一九〇九年八月二六日。満韓塩業の積載量過少申告について詳細は前田(二〇一三)、塩専売法違反の実態と取締について詳細は前田(二〇二〇)をそれぞれ参照。
- (43) 「小栗銀行整理問題」『東京朝日新聞』一九〇九年二月二〇日。
- (44) 「小栗銀行新整理案」『東京朝日新聞』一九〇九年二月二二日、「東洋塩業会社創立総会」『東洋経済新報』四八〇(一九〇九年三月二五日)、三〇頁。
- (45) 東洋塩業株式会社「第一回考課状」、三三頁。
- (46) 浜口合名会社「第六回営業報告」一九〇九年(ヤマサ史料A一一一九)。
- (47) 大日本塩業株式会社「第拾貳期営業報告書」一九〇九年六月(日塩株式会社所蔵)、六頁。
- (48) 「広告」台湾塩関東州塩販売同盟協定価格広告 東洋塩業株式会社・大日本塩業株式会社「『東京朝日新聞』一

九〇九年八月二二日。

- (49) 大日本塩業株式会社「第拾参期營業報告書」一九〇九年一月(日塩株式会社所蔵)、八頁。
- (50) 「東洋塩業總會」『読売新聞』一九一〇年七月二八日。
- (51) 但し、大日本塩業は讃岐食塩コークス買取で獲得した小豆島の再製工場を「小豆島分工場勘定」と計上し、「建物機械」、「地所」には含めなかった。
- (52) なお、一九〇七年十二月末時点の小栗銀行預金残高は三、八七九、〇八九円であった(合名会社小栗銀行「第拾九期營業報告書」一九〇七年一月(『会社 戊 商工課』一九〇七・一〇八年(愛知県庁文書三二八・二二))。
- (53) 大日本塩業株式会社「第十七期營業報告書」一九一一年一月(日塩株式会社所蔵)、四頁。
- (54) 曹達製造業者等に対する直接売渡協定量は含まない。以下に示す輸入命令量と関連した記述も同様である。
- (55) 台湾塩業株式会社「第四回考課状」一九一三年三月、五頁、台湾塩業株式会社「第五回考課状」一九一四年三月、三一・三五頁。
- (56) 「滿韓塩業会社破綻」『読売新聞』一九一〇年六月八日、大日本塩業株式会社「第十六期營業報告書」一九一一年六月(日塩株式会社所蔵)、三一・四頁。
- (57) 台湾塩業株式会社「第六回考課状」一九一五年三月、五頁、大日本塩業株式会社「第貳拾五期營業報告書」一九一六年三月(日塩株式会社所蔵)、二・三、九頁。
- (58) 大日本塩業株式会社「第十七期營業報告書」、二、七頁、大日本塩業株式会社「第十八期營業報告書」一九一

二年六月(日塩株式会社所蔵)、四頁、大日本塩業株式会社「第貳拾期營業報告書」一九一三年五月(日塩株式会社所蔵)、三頁、大日本塩業株式会社「第貳拾貳期營業報告書」一九一四年五月(日塩株式会社所蔵)、八頁。Maeda (2020) が検討したように、製塩会社は塩田築造費を營業費用に計上していた。損益計算書が現存しない大日本塩業の會計処理は判然としないが、同様の處理で塩田増築は総資本利益率低下の要因になったと考えられよう。

- (59) 「東洋製塩会社設立」『東京經濟雜誌』一三三三(一九〇七年二月二日)、四〇頁。
- (60) 「(広告) 東洋製塩株式会社株式募集廣告」『東京朝日新聞』一九〇七年二月一日。
- (61) 大日本塩業株式会社「第十六期營業報告書」、八一・〇頁、大日本塩業株式会社「第十七期營業報告書」、七一・九頁、「東洋製塩總會」『東洋經濟新報』五七九(一九一一年一月二五日)、三五頁。
- (62) 大日本塩業株式会社「第拾九期營業報告書」一九一二年一月(日塩株式会社所蔵)、一・二頁、大日本塩業株式会社「第貳拾参期營業報告書」一九一四年一月(日塩株式会社所蔵)、一・二頁。
- (63) 大日本塩業株式会社「第拾参期營業報告書」、一五・三三頁。なお、島による大日本塩業株取得の契機を日塩(一九九九、五一)は「明治四二年(一九〇九年)、滿漢塩業株の全株二万株が市場に出された折に、これを鈴木商店に買い占められると、強力な競争相手となるので

- 脅威を感じた大日本塩業は、資金的な余裕がなかったた
で、関西随一の株成金であった島徳蔵に依頼してその株
を買い占めてもらった」と指摘する。しかし、第一に上
記が依拠した田中(一九五〇)は該当の記述を含まず、
第二に満韓塩業の総株数は三万株であり、第三に新聞等
の二次史料を検討する限りで一九〇九年に大量の満韓塩
業株が放出された事実を確認できず、第四に満韓塩業株
保有者へ合併時に交付された大日本塩業第二新株を島は
保有しなかった。以上の理由より本稿では、日塩(一九
九九)の記述内容を採用しなかった(大日本塩業株式会
社「第貳拾参期営業報告書」、一五頁、満韓塩業株式会
社「第四回報告」一九〇八年六月(慶應義塾大学文学部前田
研究室所蔵))。
- (64) 大日本塩業株式会社「第十八期営業報告書」、一四一
二八頁、大日本塩業株式会社「第拾九期営業報告書」、
一一二頁。
- (65) 高洲太助「青島塩業二関スル管見」一九一五年七月二
三日『山東省塩業関係雑件』一九一五・二五年(外務省
外交史料館所蔵、一七一九一)。
- (66) 大日本塩業株式会社「膠州湾塩田貸下ノ儀ニ付御願」
一九一四年一月二〇日(『各国塩田関係雑件 支那ノ部 第
一卷』一九二二・二五年(外務省外交史料館所蔵、B-
三、一五八、一三三、一四二、一〇〇))。
- (67) 大日本塩業株式会社「第貳拾参期営業報告書」、一
五、一六〇頁、大日本塩業株式会社「第貳拾五期営業報告
書」、一五、一五〇頁。なお、鈴木商店関係者には台湾塩業、
藤田謙一、鈴木岩治郎、金子直吉、柳田富士松、西川文
蔵、窪田駒吉、鈴木よね、平高寅太郎、鈴木岩蔵、志水
寅次郎、宇佐見薫次、篠本鼎、青木一葉、花井島三郎、
加藤奎左衛門、三輪喜兵衛(持株数順)を含めた。
- (68) 大日本塩業株式会社「第貳拾六回営業報告書」一九一
七年三月(日塩株式会社所蔵、四一五、一五一、一三三頁、
台湾塩業株式会社「第七回営業報告書」一九一六年三月、
二頁。なお、日塩(一九九九、五一)は島が「大日本塩
業の株式の過半数を鈴木商店に売り渡してしまつた」と
記述する。しかし、本節で検討したように、島は過半数
の大日本塩業株を保有せず、その保有株式数より遙かに
大量の同社株を鈴木商店は東亜塩業合併で取得した。し
たがって、鈴木商店による大日本塩業株の支配は東亜塩
業との合併で決定付けられた。
- (69) 内地塩対象の官費回送制度導入について詳細は前田
(二〇一八b)を参照。
- (70) 「事業部長依命通牒甲第三六〇六号 台関塩回送二関ス
ル件」一九一七年一月一日『局報』三〇六(一九一
七年一月二六日)(国史館台湾文献館所蔵、〇九三九〇
三)、八四四頁。
- (71) 図5参照資料に拠る。
- (72) 「第四十一回貴族院請願委員第一分科会議事速記録第
七号」一九一九年三月、四七頁。
- (73) 「長官達秘五二八五号 専売支局分工場名称位置中改正
ノ件」一九一八年二月七日『局報』三六七(一九一
九年一月六日)(西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四

八／四／八）、四頁、「長官達秘八一七号 専売支局分工場名称位置中改正ノ件」一九一九年二月二七日（『局報』三七六（一九一九年三月一〇日）（西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四八／四／八）、一四八頁。

(74) 専売局直営の輪移入塩再製について詳細は前田（二〇一八b）を参照。

(75) 「大蔵省告示第七十三号 塩売渡価格告示中改正ノ件」一九一九年四月二六日（『局報』三八六（一九一九年五月二日）（西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四八／四／八）、四二〇頁。但し、一九一八年度以前の一般元売人も二次卸としては輪移入塩を取り扱った。それゆえに、一九〇八年に大日本塩業と特約販売契約を締結した東京市下食塩商は、一般元売捌人として専売局から内地塩を買い受けた一方で、特別元売捌人たる大日本塩業から二次卸として関東州塩を買い受けていた。

(76) 内地塩官費回送を受託した塩回送会社について詳細は前田（二〇一八b）を参照。

(77) 大日本塩業株式会社「第叁拾期営業報告書」一九一九年六月（日塩株式会社所蔵）、六頁。

(78) 「事業部長依命通牒甲第一九七七号 移輸入塩売渡方改正三関スル件」一九一九年四月二六日（『局報』三八五（一九一九年五月五日）（西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四八／四／八）、四〇二―四〇三頁。

(79) 『局報』は、専売局が地方の出先機関へ通帳、局内統計等を伝達する目的で毎週発行された。詳細は前田（二〇一七b）を参照。

帝国日本の台湾・関東州塩需給と流通主体

(80) 「長官達丁第二六四〇号 塩販売、回送三関スル事項取調報告方ノ件」一九〇九年四月二〇日（『局報』三八八（一九〇九年四月二六日）（西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四八／四／八）、八四八―八五五頁。

(81) 「長官達甲第四七九号 塩販売回送三関スル事項取調方二関スル件」一九一三年七月二三日（『局報』五一（一九一三年八月四日）（国史館台湾文献館所蔵、〇九三三八九六）、八三五頁。

(82) 「長官達甲第四七九号 塩販売回送三関スル事項取調方二関スル件」、八三四―八四六頁、「事業部長通牒甲第一〇五一号 塩商況調査地ノ件」一九一四年三月一七日（『局報』八六（一九一四年三月二三日）（西南学院大学図書館所蔵、貴重書三四八／四／八）、二八四―二八七頁。

(83) 函館専売支局小樽出張所「塩元売捌人本間泰蔵宛小第四二九九号ノ一」一九一三年一月一九日（『塩関係書類』一九一〇―一六年（北海道立文書館所蔵、丸一本間家文書B五八／三八二））。

(84) 「塩商況一覽」一九一八年三月二五日、一九一九年一月二七日（『局報』三三三―三七〇（西南学院大学図書館所蔵）。官費回送遅延の発生について詳細は前田（二〇一八b）を参照。

(85) 「塩商況一覽」一九一九年三月三日、六月九日（『局報』三八〇―三九一（西南学院大学図書館所蔵））。

(86) 「専売支局長、専売局試験場長会議ノ際ニ於ケル専売局長官注意事項」一九一五年四月二八日（『局報』一五五（一九一五年五月一〇日）（西南学院大学図書館所蔵、貴

重書三四八／四／八)、五〇八頁。

- (87) 専売局「台湾関東州塩使用案内」一九一八年一月(専売局三田尻試験場『天日製塩ノ粉碎洗滌ニ関スル書類』一九一八、一九九年(塩事業センター塩業資料室所蔵、〇一〇九一九)。

- (88) 大日本塩業株式会社「第貳拾七回營業報告書」一九一七年三月(日塩株式会社所蔵)、三頁。

- (89) 大日本塩業株式会社「第貳拾八回營業報告書」一九一七年二月(日塩株式会社所蔵)、二頁。専売局は官費回送対象の植民地塩を回送先で購買し、購買価格には政府負担の回送費が含まれた。

- (90) 大日本塩業株式会社「第貳拾八回營業報告書」、二二頁。

- (91) 大日本塩業株式会社「第參拾回營業報告書」一九一九年八月(日塩株式会社所蔵)、一一頁。

- (92) 大日本塩業株式会社「第貳拾九回營業報告書」一九一八年二月(日塩株式会社所蔵)一一―三頁。なお、一九一八年度未払金の七六・二%を専売局宛が占めた。但し、未払金合計額には支払手形を含む。

- (93) 村井市孝・西川文蔵「据置担保約定書」一九一六年九月三〇日(『塩業ニ関スル書類綴』一九一四、一八年(九州大学附属図書館記録資料館産業經濟資料部門所蔵、村井家文書B一七)。